

第七十一回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十六号

昭和四十八年四月六日(金曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 中垣 國男君

理事 大竹 太郎君 理事 小島 徹三君

理事 谷川 和穂君 理事 福永 健司君

理事 古屋 亨君 理事 横山 利秋君

理事 青柳 盛雄君 理事 植木庚子郎君

井出一太郎君 三池 信君

松本 十郎君 日野 吉夫君

保岡 興治君 山田 太郎君

正森 成二君

出席國務大臣 法務大臣 田中伊三次君

出席政府委員 法務大臣官房長 香川 保一君

法務省民事局長 川島 一郎君

法務省刑事局長 安原 美穂君

大蔵省証券局長 坂野 常和君

委員外の出席者 警察庁刑事局捜査第一課長 小林 朴君

警察庁刑事局保安部保安課長 相川 孝君

食糧庁総務部長 森 整治君

最高裁判所事務総局総務局長 田宮 重男君

最高裁判所事務総局人事局長 矢口 洪一君

最高裁判所事務総局刑事局長 牧 圭次君

法務委員会調査室長 松本 卓矣君

四月四日

北九州合同庁舎建設に伴う福岡法務局曾根出張所の移転反対に関する請願(田中六助君紹介)

第一類第三号 法務委員会議録第十六号 昭和四十八年四月六日

(第二四一號)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二號)

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案(内閣提出第一〇三號)

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一〇四號)

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二號)

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(横山利秋君外六名提出、衆法第二號)

○中垣委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。田中法務大臣。

商法の一部を改正する法律案
商法の一部を改正する法律
商法(明治三十二年法律第四十八號)の一部を次のように改正する。

第三十二條から第三十四條までを次のように改める。

第三十二條 商人ハ營業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為會計帳簿、貸借対照表及損益計算

書ヲ作ルコトヲ要ス

商業帳簿ノ作成ニ關スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル會計實行ヲ斟酌スベシ

第三十三條 會計帳簿ニハ左ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス

一 開業ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於ケル營業上ノ財産及其ノ価額、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於ケル營業上ノ財産及其ノ価額

二 取引其ノ他營業上ノ財産ニ影響ヲ及ボスベキ事項

貸借対照表ハ開業ノ時及毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於テ會計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス

損益計算書ハ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ於テ會計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス

貸借対照表及損益計算書ハ之ヲ編綴シ又ハ特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

貸借対照表及損益計算書ニハ作成者之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十四條 會計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額ニ付テハ左ノ規定に従フ

一 流動資産ニ付テハ其ノ取得価額、製作価額又ハ時価ヲ附スルコトヲ要ス但シ時価が取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価額が取得価額又ハ製作価額迄回復スルト認メラルル場合ヲ除ク外時価ヲ附スルコトヲ要ス

二 固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ相當ノ償却ヲ為シ予測スルコト能ハザル減損が生ジタルトキハ相當ノ減額ヲ為スコトヲ要ス

三 金銭債權ニ付テハ其ノ債權金額ヨリ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第百五十三條第一項中「財産目録及貸借対照表」を「貸借対照表及損益計算書」に改める。

第百九十九條第一項中「前条ノ金銭」の下に「若ハ第百九十三條ノ第三項ノ代金」を加える。

第百二十四條ノ第三項中「二月」を「三月」に改め、同条第三項中「二月内」を「三月内」に改める。

第百四十條第二項中「前条第五項」を「第二百三十九條第五項」に改める。

第百四十七條第一項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。

第百四十九條第一項ただし書中「取締役」の下に「又ハ監査役」を加える。

第百五十六條ノ第三項中「会社ニ対シ會日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ」を「定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外会社ニ対シ」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第五項中「第一項」を「第二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ請求ハ會日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第百五十六條ノ四を削る。

第百五十九條ノ二中「各取締役」の下に「及各監査役」を加える。

第百五十九條ノ三中「取締役全員」を「取締役及監査役ノ全員」に改める。

第百六十條ノ三第二項中「取締役」の下に「及監査役」を加え、同条を第百六十條ノ四とし、第百六十條ノ二の次に次の一條を加える。

第百六十條ノ三 監査役ハ取締役會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第百六十一條ノ二を削る。

第百六十六條第一項中「配當セラレタル額」

を「配当又ハ分配ノ為サレタル額」に改め、同項第一号中「提出シタルトキ」を「提出シ又ハ第二九十三条ノ五第三項ノ規定ニ違反スル金銭ノ分配ヲ為シタルトキ」に改める。

第二百六十六條ノ第三項中「第二百八十一條ノ掲グル書類若ハ第二百九十三條ノ五ノ附屬明細書」を「若ハ第二百八十一條第一項ノ書類」に改める。

第二百七十三條及び第二百七十四條を次のように改める。

第二百七十三條 監査役ノ任期ハ就任後二年内ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ノ時迄トス

最初ノ監査役ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ就任後一年内ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ノ時迄トス

前二項ノ規定ハ定款ヲ以テ任期ノ満了前ニ退任シタル監査役ノ補欠トシテ選任セラレタル監査役ノ任期ノ退任シタル監査役ノ任期ノ満了スベキ時迄ト為スコトヲ妨グズ

第二百七十四條 監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス

監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十四條ノ次に次の二條を加える。

第二百七十四條ノ二 取締役ハ会社ニ著シキ損害ヲ及ボス虞アル事実ヲ発見シタルトキハ直ニ監査役ニ之ヲ報告スルコトヲ要ス

第二百七十四條ノ三 他ノ株式会社ノ発行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル株式又ハ他ノ有限会社ノ資本ノ過半数ニ當ル出資口數ヲ有スル会社（以下親会社ト稱ス）ノ監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為ニ必要アルトキハ其ノ株式会社又ハ有限会社（以下子会社ト稱ス）ニ對シ營業ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

他ノ株式会社ノ発行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル株式ヲ親会社及子会社又ハ子会社が有スルトキハ其ノ株式会社モ亦其ノ親会社ノ子会社ト看

做ス他ノ有限会社ノ資本ノ過半数ニ當ル出資口數ヲ親会社及子会社又ハ子会社が有スルトキ亦同

親会社ノ監査役ハ第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ求メタル場合ニ於テ子会社が遅滞ナク報告ヲ為サザルトキ又ハ其ノ報告ノ真否ヲ確ムル為ニ必要アルトキハ報告ヲ求メタル事項ニ關シ子会社が業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十五條中「會計ニ關スル書類ヲ調査シ」を「議案及書類ヲ調査シ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不当ナル事項アリト認ムルトキハ」に改め、同條ノ次に次の三條を加える。

第二百七十五條ノ二 取締役ガ会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ監査役ハ取締役ニ對シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

第二百七十五條ノ三 監査役ハ株主總會ニ於テ監査役ノ選任又ハ解任ニ付意見ヲ述べルコトヲ得

第二百七十五條ノ四 会社が取締役ニ對シ又ハ取締役ガ会社ニ對シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ監査役ガ代表士會社ガ第二百六十七條第一項ノ請求ヲ受クルニ付亦同ジ

第二百七十六條中「監査役ハ」の下に「会社又ハ子会社ノ」を加える。

第二百八十條中「第二百五十六條第三項」を「第二百五十六條ノ二」に改める。

第二百八十條ノ二第一項に次の一號を加える。

九 第二百八十條ノ九ノ二第一項ノ規定ニ依リ新株ノ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノト為ス旨及発行価額中払込ヲ為サシムル金額

第二百八十條ノ六第三号中「第四号」の下に「及第九号」を加える。

第二百八十條ノ七中「発行価額」の下に「又ハ第二百八十條ノ二第一項第九号ノ金額」を加える。

第二百八十條ノ九の次に次の一號を加える。

第二百八十條ノ九ノ二 第二百九十三條ノ三第一項ノ規定ニ依リ準備金ヲ資本ニ組入レタル会社

ガ券面額ヲ発行価額トシテ額面株式ヲ発行スル場合ニ於テ株主ニ新株ノ引受權ヲ与ヘ且其ノ引受權ヲ譲渡スコトヲ得ベキモノト定ムルトキハ資本ニ組入レタル準備金ノ額ヲ新株ノ數ヲ以テ除シタル額ヲ超エザル範圍内ニ於テ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノト為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザル株式ヲ発行シタル場合ニ於テ第二百八十條ノ三ノ三第二項ノ株式アルトキハ会社ハ其ノ株式ニ付株主ヲ募集スルコトヲ要ス

第二百八十條ノ四第一項但書ノ總數ノ合計數ニ相當スル株式ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ株主ヲ募集セズ取締役會ノ決議ヲ以テ株主ガ新株ノ引受權ヲ有スルモノト看做シテ之ヲ売却スルコトヲ得

第二項ノ株式ノ発行価額ニ於テハ第二百二條第三項ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ其ノ発行価額ハ第二百八十條ノ二第一項第九号ノ金額ヲ下ルコトヲ得ズ

会社ハ第二項ノ株式ノ発行価額ト第二百八十條ノ二第一項第九号ノ金額トノ差額及第三項ノ売却ノ代金ノ合計額ヲ第二百八十條ノ四第一項但書ノ總數ニ相當スル株式ヲ有スル株主及第二百八十條ノ五第四項ノ規定ニ依リ新株ノ引受權ヲ失ヒタル者ニ夫々其ノ總數及新株ノ數ニ応ジテ交付スルコトヲ要ス

第二百八十條ノ十五第二項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。

第二百八十一條を次のように改める。

第二百八十一條 取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附屬明細書ヲ作ルコトヲ要ス

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 營業報告書

四 準備金及利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案前項ノ書類ハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス

第二百八十一條の次に次の三條を加える。

第二百八十一條ノ三 監査役ハ前條ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ四週間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ監査報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 監査ノ方法ノ概要

二 會計帳簿ニ記載スベキ事項ノ記載ナク若ハ不実ノ記載アルトキ又ハ貸借対照表若ハ損益計算書ノ記載ガ會計帳簿ノ記載ト合致セザルトキハ其ノ旨

三 貸借対照表及損益計算書ガ法令及定款ニ從ヒ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示シタルモノナルトキハ其ノ旨

四 貸借対照表又ハ損益計算書ガ法令又ハ定款ニ違反シ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示サザルモノナルトキハ其ノ旨及事由

五 營業報告書ノ内容ガ真実ナルヤ否ヤ

六 準備金及利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案ガ法令及定款ニ適合スルヤ否ヤ

七 準備金及利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案ガ会社財産ノ状況其ノ他ノ事情ニ照シ著シク不当ナルトキハ其ノ旨

八 取締役ノ職務遂行ニ關シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルトキハ其ノ事実

九 監査ノ為ニ必要ナル調査ヲ為スコト能ハザリシトキハ其ノ旨及理由

第二百八十一條ノ四 取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ三週間前ニ第二百八十一條第一項ノ附屬明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ二週間内ニ同項ノ書類ニ關スル監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

第二百八十二條第一項中「前條ニ掲グル書類及監査役ノ報告書」を「第二百八十一條第一項ノ書類及監査報告書」に改める。

第二百八十三條第一項中「第二号乃至第五号」を「第一項各項」に改め、同條第二項中「前項」

を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

定時総会ノ招集ノ通知ニハ前項ノ書類及第二百八十一條ノ三第一項ノ監査報告書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第二百八十五條中「貸借対照表及財産目録」を「會計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額」に、「第二百八十五條ノ二」を「第三十四條第二号ノ外第二百八十五條ノ二及第二百八十五條ノ四」に改める。

第二百八十五條ノ三を次のように改める。

第二百八十五條ノ三 削除

第二百八十五條ノ六第二項中「及第二項」を削り、「株式ニ」の下に「、同条第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル株式ニシテ子会社ノ株式以外ノモノニ」を加える。

第二百八十八條中「十分ノ一以上」の下に「、第二百九十三條ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス毎ニ其ノ分配額ノ十分ノ一ヲ」を加える。

第二百八十八條ノ二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二百八十八條ノ九ノ二第二項ノ規定ニ依リ株主ヲ募集シタル株式ニ付テハ前項第一号ノ額ハ之ヲ資本準備金ト為スコトヲ要セズ

第二百九十三條ノ二第三項中「ニ付テハ第一項ノ規定ヲ適用セズ」を「ニ付テハ新シタル株式ヲ競売シ且其ノ端數ニ応ジテ其ノ代金ヲ株主ニ交付スルコトヲ要ス但シ取引所ノ相場アルモノハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ競売シ取引所ノ相場ナキモノハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ妨グズ」に改め、同条第六項に次のただし書を加える。

但シ第三項ノ株式ニ付テハ其ノ通知ヲ為スコトヲ要セズ

第二百九十三條ノ三第三項中「前条第六項」を「前条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ新株ノ発行ニ付一株ニ滿タザル端數ヲ生ズル場合ニ、同条第六項」に改める。

第二百九十三條ノ四第二項中「場合ニ」の下に

第一類第三号

法務委員會議録第十六号 昭和四十八年四月六日

「同条第一項及第二項ノ規定ハ分割ニ適セザル數ノ株式アル場合ニ」を加える。

第二百九十三條ノ五 營業年度ヲ一年トスル会社ハ定款ヲ以テ一營業年度ニ付一回ノ限り營業年度中ノ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於ケル株主ニ對シ取締役會ノ決議ニ依リ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ決議ハ同項ノ一定ノ日ヨリ三月内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ金銭ノ分配ハ最終ノ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ為スコトヲ得

一 最終ノ決算期ニ於ケル資本及準備金ノ合計額

二 最終ノ決算期ニ關スル定時總會ニ於テ積立タル利益準備金及金銭ノ分配ノ時ニ積立ツルコトヲ要スル利益準備金ノ合計額

三 最終ノ決算期ニ於テ第二百八十六條ノ二及第二百八十六條ノ三ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額ガ前二号ノ準備金ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

四 最終ノ決算期ニ關スル定時總會ニ於テ利益ヨリ配當シ又ハ支払フモノト定メタル額

取締役ハ其ノ營業年度ノ終ニ於テ貸借対照表上ノ純資産額ガ第二百九十三條第一項各号ノ金額ノ合計額ヲ下ル處アルトキハ第一項ノ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ズ

營業年度ノ終ニ於テ前項ノ純資産額ガ同項ノ合計額ヲ下リタル場合ニ於テハ第一項ノ金銭ノ分配ヲ為シタル取締役ハ会社ニ對シ連帶シテ其ノ差額、若シ分配シタル金銭ノ額ガ其ノ差額ヨリ少ナキトキハ分配シタル金銭ノ額ニ付賠償ノ責ニ任ズ但シ取締役ガ前項ノ處ナキモノト認ムルニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ金銭ノ分配ハ第二百九條第一項、第二百二十二條第一項、第二百二十二條ノ六但書、

第二百四十二條第一項、第二百九十一條第四項及第二百九十三條ノ規定ノ適用ニ付テハ利益ノ配當ト看做シ、第一項ノ一定ノ日ハ第二百二十二條ノ六但書ノ規定ノ適用ニ付テハ營業年度ノ終ト看做ス

第二百六十六條第二項乃至第四項ノ規定ハ第五項ノ取締役ノ責任ニ、第二百九十九條第二項ノ規定ハ第三項ノ規定ニ違反シテ金銭ノ分配ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ二第二項及び第三項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ取締役會之ヲ定ム但シ定款ヲ以テ株主總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 轉換社債ノ總額

二 轉換ノ條件

三 轉換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容

四 轉換ヲ請求シ得ベキ期間

五 轉換ニ因リテ発行スベキ無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

六 株主ニ轉換社債ノ引受權ヲ与フル旨及引受權ノ目的タル轉換社債ノ額

七 株主以外ノ者ニシテ之ニ對シ特ニ有利ナル轉換ノ條件ヲ附シタル轉換社債ヲ發行スルニ有利ナル株主以外ノ者ニ對シ特ニ有利ナル轉換ノ條件ヲ附シタル轉換社債ヲ發行スルニハ定款ニ之ニ關スル定アルトキト雖モ其ノ者ニ對シ発行スルコトヲ得ベキ轉換社債ノ額、発行価額、轉換ノ條件、轉換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容及轉換ヲ請求シ得ベキ期間ニ付第三百四十三條ニ定ムル決議アルコトヲ要ス

第三百四十一條ノ二に次の二項を加える。

前項ノ決議ハ決議後最初ニ発行スル轉換社債ニシテ其ノ日ヨリ六月内ニ発行スベキモノニ付テノ其ノ効力ヲ有ス

第二百八十八條ノ二第二項後段及第三項ノ規定ハ第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ二の次に次の四條を加える。

第三百四十一條ノ二ノ二 会社ハ轉換社債ヲ發行スルトキハ轉換社債ノ總額、発行価額、轉換ノ條件、轉換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、轉換ヲ請求シ得ベキ期間及募集ノ方法ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

会社ハ前項ノ公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ轉換社債ノ割當ヲ為スコトヲ得ズ

第三百四十一條ノ二ノ三 前条ノ規定ハ第三百四十一條ノ二第二項第六号ノ引受權ノ目的タル轉換社債、同条第三項ノ決議アリタル轉換社債、第三百四十一條ノ二ノ四第一項但書ノ端數ノ合計數ニ相當スル轉換社債及轉換社債ノ引受權ヲ有スル者ガ第三百四十一條ノ二ノ五第二項ノ規定ニ依リ其ノ權利ヲ失ヒタル轉換社債ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三百四十一條ノ二ノ四 轉換社債ノ引受權ヲ有スル株主ハ其ノ有スル株式ノ數ニ應ジテ轉換社債ノ割當ヲ受クル權利ヲ有ス但シ各轉換社債ノ金額中最低額ニ滿タザル端數ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十八條ノ四第二項ノ規定ハ株主ガ轉換社債ノ引受權ヲ有スベキ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ二ノ五 株主ガ轉換社債ノ引受權ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ對シ其ノ者ガ引受權ヲ有スル轉換社債ノ額、発行価額、轉換ノ條件、轉換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、轉換ヲ請求シ得ベキ期間及一定ノ期日迄ニ轉換社債ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百八十八條ノ五第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ七に第一項として次のように加える。

第二百二十二條ノ二第二項、第二百八十八條ノ十及第二百八十八條ノ十及第二百八十八條ノ十一ノ規定ハ轉換社債ノ發行ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十九條第一項ただし書中「競売ニ代

三

「他」を「取引所ノ相場アルモノハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場ナキモノハ」に、「他ノ方法」を「競売以外ノ方法」に改める。

第三百八十条第二項及び第三百八十一条第一項中「取締役」の下に「監査役」を加える。

第四百六条ノ二の次に次の一条を加える。

第四百六条ノ三 最後ノ登記後五年ヲ経過シタル会社ハ本店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ニ未ダ營業を廃止セザル旨ノ届出ヲ為スベキ旨ヲ法務大臣ガ官報ヲ以テ公告シタル場合ニ於テ其ノ公告ノ日ニ既ニ最後ノ登記後五年ヲ経過シタル会社ガ同日ヨリ二月内ニ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ其ノ届出ヲ為サザルトキハ其ノ会社ハ其ノ期間満了ノ時ニ解散シタルモノト看做ス但シ其ノ期間内ニ登記ヲ為シタル会社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ公告アリタルトキハ登記所ハ同項ノ会社ニ対シ其ノ公告アリタル旨ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ解散シタルモノト看做サレタル会社ハ其ノ後三年内ニ限り第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依リテ会社ヲ継続スルコトヲ得

第四百十五条中「取締役」の下に「監査役」を加える。

第四百二十条を次のよう改める。

第四百二十条 清算人ハ定時総会ノ会日ヨリ五週間前ニ貸借対照表及事務報告書ヲ、三週間前ニ其ノ附属明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ定時総会ノ会日ヨリ一週間前ニ前項の書類に關スル監査報告書ヲ清算人ニ提出スルコトヲ要ス

清算人ハ定時総会ノ会日ノ一週間前ヨリ第一項ノ書類及前項ノ監査報告書ヲ本店ニ備置シクコトヲ要ス

第二百八十二条第二項ノ規定ハ前項ノ書類ニ之ヲ準用ス

清算人ハ貸借対照表及事務報告書ヲ定時総会ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第四百二十八条第二項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。

第四百三十条第二項中「第二百六十一条ノ二」を「第二百六十一条」に、「乃至第二百七十六条、第二百七十八条、第二百八十二条乃至第二百八十四条及第二百九十三条ノ五乃至」を「第二百七十四条ノ二、第二百七十五条、第二百七十五条ノ二、第二百七十五条ノ四、第二百七十六条、第二百七十八條、第二百八十三条第三項、第二百八十四條、第二百九十三条ノ六及」に改める。

第四百三十一条第一項及び第四百五十二条第一項中「清算人」の下に「監査役」を加える。

第四百八十九条第三号中「利益又は利息ノ配当」を「利益若ハ利息ノ配当又ハ第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配」に改める。

第四百九十八条第一項第十九号中「第三十二条第一項ノ帳簿、第二百九十三条ノ五第一項ノ附属明細書」を「会計帳簿、第二百八十一条第一項若ハ第四百二十条第一項ノ附属明細書若ハ監査報告書」に改め、同項第二十号中「第二百九十三条ノ五第一項」を削り、「第四百八条ノ二第一項」の下に「第四百二十条第三項」を加え、同条第二項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「譲渡シタルトキ」の下に「又ハ有有限会社法第七十七条第一項若ハ第二項ニ掲グル者ガ本編ニ定ムル調査ヲ妨ゲタルトキ」を加える。

第四百九十八条ノ二中「登録税額」を「登録免許税額」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。ただし、商法第二百九条第一項、第二百四十条第二項、第二百五十六条ノ三、第二百八十条ノ二第一項、第二百八十条ノ六第三号、第二百八十条ノ七、第二百八十八條ノ二、第二百九十三条ノ二、第二百九十三条ノ三第三項、第二百九十三条ノ四第二項、第三百四十一条ノ二、第三百四十一条ノ七、第三百七十九條第一項及び第四百九十八條ノ二の各改正規定、同法第二百五十六條ノ四を削る改正規定、同法

第二百八十条ノ九の次に一條を加える改正規定、同法第三百四十一条ノ二の次に四條を加える改正規定、同法第四百六条ノ二の次に一條を加える改正規定並びに次条、附則第五条及び第十條から第十三條までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この法律による改正後の商法の規定は、特別の定めがある場合を除いては、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の商法の規定によつて生じた効力を妨げない。

（商業帳簿等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に商人である者がこの法律の施行後最初に到来する改正後の商法第三十三条の一定の時期（会社にあつては、決算期をいう。以下この条及び次条において同じ。）以前において作成すべき商業帳簿及びその附属明細書並びに当該一定の時期以前においてする計算及び当該一定の時期に関する計算に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（流動資産及び固定資産の評価に関する経過措置）

第四条 改正後の商法第三十四条第一号及び第二号の規定の適用については、この法律の施行の際現に株式会社以外の商人である者がこの法律の施行後最初に到来する改正後の商法第三十三条の一定の時期以前に取得し、又は製作した資産は、当該一定の時期において附することができ最高価額（その額の範囲内で別に附した価額があるときは、その価額）をもつて、当該一定の時期の翌日に取得し、又は製作したもののみとする。

（累積投票に関する経過措置）

第五条 商法第二百五十六條ノ三の改正規定及び同法第二百五十六條ノ四を削る改正規定の施行の際現に取締役の選任について累積投票によらないことを定めた定款には、発行済株式の総数の四分の一以上に当たる株式を有する株主が累積投票によるべきことを求めることができる旨の定めがあるものとみなす。ただし、発行済株式の総数の四分の一以下の割合以上に当たる株式を有する株主がその請求をすることができ旨の定めがある場合は、この限りでない。

（会社と取締役又は清算人との間の訴えについて）

第六条 この法律の施行の際現に存する株式会社が取締役若しくは清算人に対し、又は取締役若しくは清算人がその会社に対して提起する訴えについて会社を代表すべき者に關しては、この法律の施行後最初に到来する決算期に關する定時総会の終結前は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（監査役に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に存する株式会社の監査役で、この法律の施行後最初に到来する決算期に關する定時総会の終結前に在任するものに關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の定時総会の終結の際現に在任する監査役は、同項の定時総会の終結と同時に退任する。（定時総会の招集の通知に添附すべき書類に關する経過措置）

第八条 改正後の商法第二百八十三条第二項の規定は、この法律の施行後最初に到来する決算期以前の決算期に關する定時総会については、適用しない。

（子会社の株式の評価に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期において附則第三条の規定によりなおその例によるものとされる改正前の商法第二百八十五条ノ六第二項において準用する同法第二百八十五条ノ二第二項の規定により子会社の株式に時価を附した場合においては、改正後の商法第二百八十五条ノ六第一項及び同条第二項において準用する同法第二百八十五条ノ二第一項ただし書の規

定の適用については、その附した時価を取得価額とみなす。

(株式による配当に関する経過措置)

第十条 商法第二百九十三条ノ二の改正規定の施行前に株主総会の招集に関する取締役会の決議があつた場合において、その株主総会の決議をもつて利益の配当の全部又は一部を新たに発行する株式をもつてするときは、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(転換社債の発行に関する経過措置)

第十一条 転換社債に関する改正規定の施行前に転換社債の発行の決議があつたときは、その転換社債の発行に關しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(資本の減少に関する経過措置)

第十二条 商法第三百七十九条第一項の改正規定の施行前に資本の減少の決議があつたときは、その資本の減少に關しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(休眠会社に関する特例)

第十三条 昭和四十八年十一月一日において、最後の登記をした後十年を経過している株式会社は、その日に解散したものとみなす。

2 改正後の商法第四百六条ノ第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第九十一条の二の規定は、第一項の規定による解散の登記について準用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

株式会社の運営の適正と安定を図り、資金の調達を容易にするともに株主の利益を保護する等のため、監査役が会社の会計以外の業務をも監査

することにより株式会社の監査制度を充実し、累積投票の制度は定款をもつて排除することができるとし、転換社債について、その発行は原則として取締役会の決議によることとし、引受権等に関する規定を整備し、準備金の資本組入れの際発行価額の一部払込みによる株式の発行ができることとし、営業年度を一年とする会社に中間配当のみを開くほか、取引の安全を図るためいわゆる休眠会社を整理する方途を講じ、商業帳簿の制度を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案

株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 資本の額が五億円以上の株式会社に関する特例(第二条—第二十一条)
- 第三章 資本の額が一億円以下の株式会社に関する特例(第二十二条—第二十七条)
- 第四章 罰則(第二十八条—第三十条)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、資本の額が五億円以上の株式会社及び資本の額が一億円以下の株式会社における監査等に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)の特例を定めるものとする。

第二章 資本の額が五億円以上の株式会社に関する特例

(会計監査人の監査)

第二条 資本の額が五億円以上の株式会社(以下この章において「会社」という。)は、商法第二百八十一条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類並びにその附属明細書について、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受け

なければならぬ。

(会計監査人の選任)

第三条 会計監査人は、監査役の過半数の同意を得て、取締役会の決議をもつて選任する。

2 会計監査人を選任したときは、取締役は、その旨を株主総会に報告しなければならない。

(会計監査人の資格)

第四条 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

- 一 会社又はその親会社若しくは子会社(商法第二百七十四条ノ三に規定する親会社又は子会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役又は使用人
- 二 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 三 前二号に掲げる者が社員の半数以上を占める監査法人

(会計監査人の職務を行なうべき社員の指名)

第五条 会計監査人に選任された監査法人は、その職務を行なうべき社員を指名し、これを会社に通知しなければならない。

2 前条第二項第一号又は第二号に掲げる者は、前項の規定による指名を受けることができない。

(会計監査人の解任)

第六条 会計監査人は、監査役の過半数の同意を得て、取締役会の決議をもつて解任することができる。

2 会計監査人を解任したときは、取締役は、その旨及び解任の理由を株主総会に報告しなければならない。

3 解任された会計監査人が前項の株主総会の会日の三日前までに会社に対して書面で解任についての意見を通知したときは、取締役は、その意見の要旨を株主総会に報告しなければならない。

(会計監査人の権限等)

第七条 会計監査人は、何時でも、会社の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、子会社に対して会計に関する報告を求めることができる。

4 商法第二百七十四条ノ第三項の規定は、前項の場合について準用する。

5 会計監査人は、その職務を行なうにあつて第四條第二項第一号又は第二号に掲げる者を使用してはならない。

(取締役の不正行為等を発見した場合の会計監査人の報告義務)

第八条 会計監査人がその職務を行なうに際して取締役の職務遂行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その会計監査人は、これを監査役に報告しなければならない。

(会計監査人の損害賠償責任)

第九条 会計監査人がその任務を怠つたことにより会社に損害を生じさせたときは、その会計監査人は、会社に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

第十条 会計監査人が重要な事項について第十三条第一項の監査報告書又は第十五条第二項の監査報告書に虚偽の記載をしたことにより第三者に損害を生じさせたときは、その会計監査人は、その第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。ただし、その職務を行なうについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(会計監査人の取締役及び監査役の連帯責任)

第十一条 会計監査人が会社又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、取締

役又は監査役もその責めに任ずべきときは、その会計監査人、取締役及び監査役は、連帯債務者とする。

(計算書類等の提出期限)

第十二条 取締役は、定時総会の会日の八週間前までに、商法第二百八十一条第一号各号に掲げる書類を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

(会計監査人の監査報告書)

第十三条 会計監査人は、前条の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を監査役及び取締役提出しなければならない。

2 前項の監査報告書には、商法第二百八十一条ノ三第二項第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 監査役は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書につき説明を求めることができる。

(監査役等の監査報告書)

第十四条 監査役は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとして認めるときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果

二 会計以外の業務の監査の方法の概要

三 商法第二百八十一条ノ三第二項第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項

(計算書類等の附属明細書の監査)

第十五条 取締役は、定時総会の会日の四週間前までに、商法第二百八十一条第一項の附属明細書を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

2 会計監査人は、前項の書類を受領した日から二週間以内に、これに関する監査報告書を監査役及び取締役に提出しなければならない。

3 監査役は、前項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、第一項の書類に関する監査報告書を取締役に提出しなければならない。この場合において、会計監査人の報告を相当と認めるときは、監査役の監査報告書には、その旨を記載すれば足りる。

(監査報告書の備置き等)

第十六条 商法第二百八十二条の規定は、会計監査人の監査報告書について準用する。

(定時総会の招集通知への監査報告書謄本の添付)

第十七条 定時総会の招集の通知には、第十三条第一項の監査報告書の謄本及び第十四条第一項の監査報告書の謄本を添附しなければならない。

(定時総会における会計監査人の意見陳述)

第十八条 第二条の書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監査役と意見を異にするときは、会計監査人(会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行なうべき社員。次項において同じ)は、定時総会に出席して意見を述べることができる。

2 定時総会において会計監査人の出席を求める決議があつたときは、会計監査人は、定時総会に出席して意見を述べなければならない。

(商法の適用除外)

第十九条 会社については、商法第二百八十一条ノ二から第二百八十一条ノ四までの規定は、適用しない。

(資本の額が増減した場合の経過措置)

第二十条 会社の資本の額が五億円未満となつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二条から前条までの規定を適用する。

第二十一条 会社以外の株式会社(資本の額が五億円以上となつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二条から第十九条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三章 資本の額が一億円以下の株式会社に関する特例

(監査役等の職務及び権限)

第二十二条 資本の額が一億円以下の株式会社(以下この章において「会社」という。)の監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする会計に関する書類を調査し、株主総会にその意見を報告しなければならない。

2 監査役は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役に対して会計に関する報告を求めることができる。

3 監査役は、その職務を行なうため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

4 前三項の規定は、会社の清算の場合について準用する。

(計算書類及び監査報告書の提出期限)

第二十三条 取締役は、定時総会の会日の五週間前までに、商法第二百八十一条第一号各号に掲げる書類を監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を取締役に提出しなければならない。

(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)

第二十四条 会社が取締役に対し、又は取締役が会社に対して訴えを提起する場合には、その訴えについては、取締役会が定める者が会社を代表する。

2 株主総会は、前項の規定にかかわらず、会社を代表すべき者を定めることができる。

3 前二項の規定は、会社の清算人について準用する。

(商法の適用除外)

第二十五条 会社については、商法第二編第四章第三節、第四節及び第六節ノ二から第九節までの規定中株式会社の監査役に関する規定は、同法第二百三十八条、第二百七十三条、第二百七十四條ノ三、第二百七十五条ノ三、第二百七十

六条から第二百七十八条まで、第二百八十条、第二百八十一条第二項、第二百八十二条、第二百八十四条、第二百九十四条第三項、第三百八十六条、第三百八十七条、第三百八十八条第二項、第三百八十九条、第三百九十条第一項、第三百九十四条第一項、第三百九十七条第三項、第三百九十八条第三項、第四百条、第四百一十三条第三項、第四百一十四条第一項、第四百一十條第一項から第四項まで、第四百三十条第二項において準用する第二百三十八条、第二百七十六條、第二百七十八條及び第二百八十四條、第四百三十二条(第四百五十四條第一項第六号に係る部分に限る)、第四百三十七條、第四百四十四條第四項及び第四百五十二條第二項において準用する第三百九十条第一項、第四百五十三條、第四百五十四條並びに第四百五十六條第一項において準用する第四百条の規定を除き、適用しない。

(資本の額が増減した場合の経過措置)

第二十六条 会社の資本の額が一億円をこえることとなつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二十二條から前条までの規定を適用する。

2 前項の場合においては、監査役は、同項の定時総会の終結の時に退任する。

第二十七条 会社以外の株式会社の資本の額が一億円以下となつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二十二條から第二十五条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四章 罰則

第二十八条 会計監査人がその職務に關し不正の請託を受け、賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 会計監査人が監査法人である場合において、は、会計監査人の職務を行なう社員がその職務に關し不正の請託を受け、賄賂を受受し、又は

これを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
会計監査人が監査法人である場合において、その社員が会計監査人の職務に關し不正の請託を受け、会計監査人に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 前二項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十九条 前条第一項又は第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第三十条 商法第四百九十八条第一項に掲げる者又は会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員が次の各号の一に該当するときは、三十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。
一 定時総会の会日の八週間前までに会計監査人の選任手続をしなかつたとき。

二 第六條第二項又は第三項の規定により株主総会に報告するにあたり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三 正当の理由がなく、第七條第一項又は第二十二條第二項の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

四 第七條第二項、同条第四項において準用する商法第二百七十四條ノ三第三項又は第二十二條第三項の規定による調査を妨げたとき。

五 この法律の規定による監査報告書に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

六 第十六條において準用する商法第二百八十二條第一項の規定に違反して、監査報告書を備え置かなかつたとき。

七 正当の理由がなく、第十六條において準用

する商法第二百八十二條第二項の規定による書類の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

八 第十七條の規定に違反して、定時総会の招集通知に監査報告書の謄本を添附しなかつたとき。

九 第十八條第一項又は第二項の規定により定時総会において意見を述べるにあたり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

2 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第七十七條第一項又は第二項に規定する者が、第七條第四項において準用する商法第二百七十四條ノ三第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

附則

1 この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二章の規定は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三條の二第一項の規定の適用を受ける株式会社については、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時まで、その他の株式会社で、銀行、信託会社、保険会社又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「銀行等」と総称する。）以外のものについては、昭和五十年一月一日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時まで、銀行等については、昭和五十一年一月一日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、それぞれ適用しない。

3 前項の規定により第二章の規定の適用を受けない株式会社がある場合において、その適用を受けることとなつた場合においても、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、なお同章の規定を適用しない。

4 第三章中監査役に関する規定は、商法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第七條第一項の規定が適用される監査役については、適用しない。

理由

大規模の株式会社の実情にかんがみ、会計監査人による監査を実施するものとするによりその運営をいっそう適正にするため、及び小規模の株式会社の実情にかんがみ、監査役の職務を会計の監査に限定する等のため、商法の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

（非訟事件手続法の一部改正）

第一条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
第二百六條第一項中「及び第二百七十九條第一項」を「第二百九十三條ノ二第三項但書及び第二百七十九條第一項但書」に改める。
第二百三十二條ノ三中「第二百七十九條第一項但書（同法第四百六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を「第二百九十三條ノ二第三項但書（同法第二百九十三條ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」又ハ同法第三百七十九條第一項但書（同法第二百九十三條ノ四第二項及ビ第四百六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。
第二百三十五條ノ六十一中「第三項」を削る。

（信託業法の一部改正）

第二条 信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第十三條ノ二中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。

（銀行法の一部改正）

第三条 銀行法（昭和二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。
第十二條ノ二中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に、「所屬明細書」を「附屬明細書」に改める。

（無尽業法の一部改正）

第四条 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
第十八條ノ二中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。

（国債の価額計算に関する法律の一部改正）

第五条 国債の価額計算に関する法律（昭和七年法律第十六号）の一部を次のように改正する。
第一項中「財産目録」を「会計帳簿又ハ財産目録」に、「第三十四條第一項」を「第三十四條」に改める。

（商法中改正法律施行法の一部改正）

第六条 商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第五條第二項中「東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋、及北九州市」を「東京市、特別区、存スル区域及地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項ノ指定都市」に改め、同条第一項を削る。

（有限会社法の一部改正）

第七条 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。
第三十條ノ三第一項中「若ハ第四百六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五ノ附屬明細書」を削る。

第三十三條の次に次の一条を加える。
第三十三條ノ二 監査役ハ取締役ガ社員總會ニ提出セントスル會計ニ關スル書類ヲ調査シ社員總會ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

監査役ハ何時ニテモ会計ノ帳簿及書類ノ閲覧
若ハ謄写ヲ為シ又ハ取締役ニ対シ会計ニ関ス
ル報告ヲ求ムルコトヲ得

監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為ニ必要アルトキハ会
社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得
第三十四条中「第二百七十四条」を「第二百
七十六條」に改める。

第四十一条に次のただし書を加える。

但シ同法第二百四十七條第一項及第二百四十
九條第一項但書（同法第二百五十二條及第二
百五十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム）ノ規定中監査役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ
在ラズ

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其
ノ附屬明細書ヲ作ルコトヲ要ス

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 營業報告書

四 準備金及利益ノ配當ニ関スル議案

督査役アルトキハ取締役ハ定時總會ノ会日ヨ
リ五週前ニ前項各号ニ掲グル書類ヲ、三週
間前ニ其ノ附屬明細書ヲ監査役ニ提出スルコ
トヲ要ス

監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ四週
間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ
要ス

第四十四條ノ二第二項後段を次のように改め
る。

此ノ場合ニ於テハ第四十三條第一項ノ規定ニ
拘ラズ附屬明細書ハ之ヲ作ルコトヲ要セズ

第四十六條第一項中「第二百八十五條」の下
に「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ

四」を加え、「乃至第二百八十八條ノ二」を

「第二百八十八條、第二百八十八條ノ二第一
項第三項」に改め、「第二百九十三條ノ五」

を削る。

第五十八條に次のただし書を加える。

但シ同法第三百八十條第二項ノ規定中監査役

ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十三條に次のただし書を加える。

但シ同法第四百十五條ノ規定中監査役ニ関ス
ル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十五條第一項に次のただし書を加える。

但シ同法第四百二十八條第二項ノ規定中監査
役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十五條第二項中「第三十一條ノ二」の下
に「第三十三條ノ二」を加え、「第二百七十四條

乃至「第二百八十二條、第二百八十三條第
一項」及び「第二百九十三條ノ五」を削る。

第八十五條第一項第十号中「商法第三十二條

第一項ノ帳簿又ハ第四十六條第一項ニ於テ準用
スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細

書」を「會計帳簿、第四十三條第一項ノ附屬明
細書、第七十五條第一項ニ於テ準用スル商法第

四百二十條第一項ノ附屬明細書又ハ監査報告
書」に改め、同項第十一号中「監査役ノ報告書

又ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二
百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を「監査

報告書、第四十三條第一項ノ附屬明細書又ハ第
七十五條第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十

條第一項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号
中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八

條ノ二第一項第三項」に改める。

（有限会社法の一部改正に伴う経過措置）

第八條 前條の規定による有限会社法の一部改正
に伴う経過措置については、商法の一部を改正

する法律（昭和四十八年法律第 号）附則

第二條、第三條及び第七條第一項の規定の例に
よる。

（保險業法の一部改正）

第九條 保險業法（昭和十四年法律第四十一号）
の一部を次のように改正する。

第十五條ノ二第一項中「九十日」を「四月」
に改め、同條第二項中「九十日ヲ超エザル日以

内」を「四月ヲ超エザル期間内」に改める。

第十六條第一項中「利益ノ配當」の下に「又
ハ商法第二百九十三條ノ五第一項ノ金銭ノ分

配」を加える。

第六十二條中「第二百五十六條第三項」を削
り、同條ただし書中「社員」の下に「トシ同法第

二百七十五條ノ四中第二百六十七條第一項トア
ルハ之ヲ保險業法第五十七條第一項を加える。

第六十七條第一項中「第二百八十五條」の下
に「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ

四」を加え、「第二百九十三條ノ五第一項第
三項」を削り、「第二百九十五條」の下に「並

ニ株式会社の監査等に関する商法の特例に關す
る法律第二章」を加え、同項に次のただし書を

加える。

但シ株式会社の監査等に関する商法の特例に
關する法律第二章、第二十條及第二十一條中

資本ノ額トアルハ之ヲ基金ノ総額トス

第六十七條第二項中「第二百九十三條ノ五第
一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。

第七十七條中「第二百六十一條ノ二」を「第
二百六十一條」に、「乃至第二百七十六條、第二

百七十八條、第二百八十二條乃至第二百八十四
條、第二百九十三條ノ五第一項第三項」を、第

二百七十四條ノ二、第二百七十五條、第二百
七十六條、第二百七十七條、第二百七十八條、

第二百七十九條、第二百八十條、第二百八十一
條、第二百八十二條、第二百八十三條、第二百

八十四條、第二百八十五條、第二百八十六條、
第二百八十七條、第二百八十八條、第二百八十九

條、第二百九十條、第二百九十一條、第二百九
十二條、第二百九十三條、第二百九十四條、第

二百九十五條、第二百九十六條、第二百九十七
條、第二百九十八條、第二百九十九條、第三百

條、第三百一十條、第三百一十一條、第三百一
十二條、第三百一十三條、第三百一十四條、第

三百一十五條、第三百一十六條、第三百一十七
條、第三百一十八條、第三百一十九條、第三百

二十條、第三百二十一條、第三百二十二條、第
三百二十三條、第三百二十四條、第三百二十五

條、第三百二十六條、第三百二十七條、第三百
二十八條、第三百二十九條、第三百三十條、第

三百三十一條、第三百三十二條、第三百三十三
條、第三百三十四條、第三百三十五條、第三百

三十六條、第三百三十七條、第三百三十八條、
第三百三十九條、第三百四十條、第三百四十一

條、第三百四十二條、第三百四十三條、第三百
四十四條、第三百四十五條、第三百四十六條、

第三百四十七條、第三百四十八條、第三百四十九
條、第三百五十條、第三百五十一條、第三百五

十二條、第三百五十三條、第三百五十四條、第
三百五十五條、第三百五十六條、第三百五十七

條、第三百五十八條、第三百五十九條、第三百
六十條、第三百六十一條、第三百六十二條、第

三百六十三條、第三百六十四條、第三百六十五
條、第三百六十六條、第三百六十七條、第三百

六十八條、第三百六十九條、第三百七十條、第
三百七十一條、第三百七十二條、第三百七十三

條、第三百七十四條、第三百七十五條、第三百
七十六條、第三百七十七條、第三百七十八條、

第三百七十九條、第三百八十條、第三百八十一
條、第三百八十二條、第三百八十三條、第三百

八十四條、第三百八十五條、第三百八十六條、
第三百八十七條、第三百八十八條、第三百八十九

條、第三百九十條、第三百九十一條、第三百九
十二條、第三百九十三條、第三百九十四條、第

三百九十五條、第三百九十六條、第三百九十七
條、第三百九十八條、第三百九十九條、第四百

零條、第四百零一條、第四百零二條、第四百零
三條、第四百零四條、第四百零五條、第四百零

六條、第四百零七條、第四百零八條、第四百零
九條、第四百一十條、第四百一十一條、第四百

一十二條、第四百一十三條、第四百一十四條、
第四百一十五條、第四百一十六條、第四百一十七

條、第四百一十八條、第四百一十九條、第四百
二十條、第四百二十一條、第四百二十二條、第

四百二十三條、第四百二十四條、第四百二十五
條、第四百二十六條、第四百二十七條、第四百

二十八條、第四百二十九條、第四百三十條、第
四百三十一條、第四百三十二條、第四百三十三

條、第四百三十四條、第四百三十五條、第四百
三十六條、第四百三十七條、第四百三十八條、

第四百三十九條、第四百四十條、第四百四十一
條、第四百四十二條、第四百四十三條、第四百

四十四條、第四百四十五條、第四百四十六條、
第四百四十七條、第四百四十八條、第四百四十九

條、第四百五十條、第四百五十一條、第四百五
十二條、第四百五十三條、第四百五十四條、第

四百五十五條、第四百五十六條、第四百五十七
條、第四百五十八條、第四百五十九條、第四百

六十條、第四百六十一條、第四百六十二條、第
四百六十三條、第四百六十四條、第四百六十五

條、第四百六十六條、第四百六十七條、第四百
六十八條、第四百六十九條、第四百七十條、第

四百七十一條、第四百七十二條、第四百七十三
條、第四百七十四條、第四百七十五條、第四百

七十六條、第四百七十七條、第四百七十八條、
第四百七十九條、第四百八十條、第四百八十一

を「第六十七條第一項」に、「若ハ第二百九十
三條ノ五第一項若ハ第七十三條第一項」を、「第

七十三條第一項」に改め、「第四百八條ノ二」
の下に「若ハ第七十七條ニ於テ準用スル商法第

四百二十條第三項」を加える。

（保險業法の一部改正に伴う経過措置）

第十條 前條の規定による保險業法の一部改正に
伴う経過措置については、商法の一部を改正す

る法律附則第二條、第三條及び第六條から第九
條までの規定並びに株式会社の監査等に関する

商法の特例に關する法律（昭和四十八年法律
第 号）附則第二項中同項の銀行等に關す

る規定の例による。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する
法律の一部改正）

第十一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に
關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の

一部を次のように改正する。

第十條第二項中「二箇月以内」を「三箇月以
内」に改める。

（会社の配當する利益又は利息の支払に關する
法律の一部改正）

第十二條 会社の配當する利益又は利息の支払に
關する法律（昭和二十三年法律第六十四号）の

一部を次のように改正する。

本則に次の一項を加える。

4 前三項の規定の適用については、商法第二
百九十三條ノ五第一項の規定により分配する

金銭は、会社がその株主に配當する利益とみ
なす。

（公認會計士法の一部改正）

第十三條 公認會計士法（昭和二十三年法律第百
三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「左の」を「次の」に、
「行つて」を「行なつて」に改め、同項第一号

中「その他の団体」を「その他の者」に改め、
同項第二号中「その他公認會計士が著しい利害

關係を有し、又は過去一年以内に著しい利害關
係を有した会社その他の者」を削り、同項に次

の一号を加える。

三 前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

第二十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に關して有する関係で、公認会計士の行なう第二号第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

第三十四条の十一第一項第二号中「又はその社員が著しい利害関係を有し、又は過去一年以内に著しい利害関係を有した」を「が著しい利害関係を有する」に改め、同条第二項中「大蔵大臣が」を削り、「必要かつ適当と認めて大蔵省令で定める」を「業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定める」に改め、同条第三項中「第二十四条」を「第二十四条第一項又は第三項」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第六項中「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第三十二条中「第四百二十八条」の下に「監査役に係る部分を除く。」を加える。

第四十二条中「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条(株主の差止請求権)」の下に「並びに株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「第二百

七十四条(報告を求め調査をなす権限)及び「を削り、」第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の下に「株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)を、」第二百五十九條ノ三までの下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録)」に改める。

第五十四條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十七條第三項中「第三百八十條」の下に「監査役に係る部分を除く。」を加える。

第六十九條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三までの下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三から第二百六十一条ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録、第二百六十一条(代表取締役)に改め、」第二百八十四條(取締役及び監査役等の責任の解除)の下に「並びに株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を、「この場合において」の下に「第四百十條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加える。

第二百五十五條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第八号の二

中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(資産再評価法の一部改正)

第十五條 資産再評価法(昭和二十五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第一項中「財産目録」を「會計帳簿又は財産目録」に改め、「第二百八十五條ノ三」を削り、同条第二項中「第三十四條第二項」を「第三十四條」に改め、「第二百八十五條ノ三」を削る。

(外資に関する法律の一部改正)

第十六條 外資に関する法律(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第六号中「配当金」の下に「及び商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十三條ノ五第一項の規定により分配する金銭」を加え、同項第七号中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削る。

第八條第二項第四号中「第三百七十九條第一項」を「第二百八十條ノ九ノ二第五項の規定により株主に交付される金銭、同法第二百九十三條ノ二第三項(同法第二百九十三條ノ三第三項において準用する場合を含む。若しくは同法第二百七十九條第一項)に、「第三百七十九條第三項」を「第二百九十三條ノ四第二項、第三百七十九條第三項」に改める。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第十七條 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第七項及び第三十四條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第四十條中「第二百七十四條及び第二百七十五條(監査役の監査権限等)並びに」を削り、「第二百七十八條(監査役の責任)」の下に「並

びに株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十二條第一項から第三項まで(監査役の職務及び権限)」を加え、「同法第三十八條第一項」を「商法第三十八條第一項」に改める。

第四十四條第一項前段を次のように改める。

商法第三十四條第二号(固定資産の評価、第二百八十一條(計算書類の作成)、第二百八十二條(計算書類の公示)、第二百八十三條第一項及び第三項(計算書類の承認及び公告)、第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除、第二百八十五條ノ二及び第二百八十五條ノ四から第二百八十五條ノ六まで(財産評価に関する特例)、第二百九十三條ノ六及び第二百九十三條ノ七(株主の帳簿閲覧権)並びに株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十三條(計算書類及び監査報告書の提出期限)の規定は、組合の計算に準用する。

第四十四條第一項後段中「第二百八十一條第五号」を「第二百八十一條第一号中「貸借対照表」とあるのは「財産目録及び貸借対照表」と、同項第四号」に改める。

第四十八條第一項中「船主相互保険組合法第四十五條第一項第四号」との下に「同法第四十二條第一項及び第五項中「貸借対照表及事務報告書」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」とを加え、同条第二項中「第二百七十四條及び第二百七十五條(監査役の監査権限等)」を削り、「第二百八十二條から第二百八十四條まで(計算書類の作成等)並びに第二百九十三條ノ五から第二百九十三條ノ七まで(計算書類附属明細書の備置、公示等)」を「第二百八十三條第三項(計算書類の公告)、第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)、第二百九十三條ノ六及び第二百九十三條ノ七(株主の帳簿閲覧権)並びに株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第一項から第三項まで(監査役の職務及び権

限」に改める。

第六十条第十号中「又は第四十八条第二項」を削り、「若しくは第二百九十三条ノ五第一項」を「又は第四十八条第一項において準用する商法第四百二十条第三項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四条第一項又は」を「株式会社等の監督等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項」に改め、「若しくは第四十八条第二項」及び「第二百九十三条ノ五第三項」を削り、「第二百九十三条ノ六第一項」の下に、「第四十八条第一項において準用する商法第四百二十条第四項又は第四十八条第二項において準用する商法第二百九十三条ノ六第一項」を加え、同条第十三号中「若しくは第四十八条第二項において準用する商法第二百九十三条ノ五第二項の規定に違反して、」を「において準用する商法第二百八十一条第一項又は第四十八条第一項において準用する商法第四百二十条第一項」に改める。

(船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定による船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第三條の規定の例による。

(商品取引所法の一部改正)

第十九条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第四項を削る。

第七十六条前段を次のように改める。

商法第三十四条第二号、第二百八十二条、第二百八十三条第一項及び第三項、第二百八十四条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで並びに第二百八十七条ノ二(会社の計算)の規定は、取引所の計算について準用する。

第七十六条後段中「前条ニ掲グル書類」を「第二百八十一条第一項ノ書類」に、「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改める。

第一百一条第一項中「第四百十八条」の下に「第四百十九条、第四百二十一条」を加え、「及び第四百三十八条ノ三」を「並びに第四百三十八条ノ三」に改め、同条第二項中「及び第七十五条」を「並びに第七十五条」に、「及び第二百八十二条から第二百八十四条まで」を「第二百八十二条、第二百八十三条第一項及び第三項並びに第二百八十四条」に改め、「この場合において」の下に「第七十五条中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」とを加え、「前条ニ掲グル書類」を「第二百八十一条第一項ノ書類」に、「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改める。

第五十九条第四号中「頒布するを目的」を「頒布する目的」に改める。

(旧株式会社法の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正)

第二十条 旧株式会社法の再評価積立金の資本組入に関する法律(昭和二十六年法律第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「資本準備金とみなして、同条第二項及び第三項の規定を適用する」を「資本準備金とみなす」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第二十一条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第六項中「規定」の下に「これらの規定中監督役に係る部分を除く」を加える。

第二十八条中「第四百二十八条」の下に「監督役に係る部分を除く」を加える。

第三十九条中「並びに商法」を「、商法」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条(株主の差止請求権)」の下に「並びに株式会社の監督等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第

号)第二十四条第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「第二百七十四条(報告を求め調査をする権限)及び」を削り、「第二百七十八条(取締役と監督役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社の監督等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を加え、「第二百六十条ノ三まで(取締役会)」を「第二百六十条ノ二まで(第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監督役に係る部分を除く)(取締役会)及び第二百六十条ノ四(監督役に係る部分を除く)(取締役会の議事録)」に改める。

第四十九条中「規定」の下に「これらの規定中監督役に係る部分を除く」を加える。

第五十二条第三項中「第三百八十条」の下に「監督役に係る部分を除く」を加える。

第六十四条中「第四百二十七条から」の下に「第四百十九条まで、第四百二十一条から」を加え、「及び第四百二十七条」を「並びに第四百二十七条」に、「第四百二十二条」を「及び第四百二十二条」に、「並びに商法」を「、商法」に、「第二百六十一条ノ二まで(取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表)」を「第二百六十条ノ二まで(第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監督役に係る部分を除く)(取締役会、第二百六十条ノ四(監督役に係る部分を除く)(取締役会の議事録)」に改め、「第二百八十四条(取締役及び監督役の責任の解除)」の下に「並びに株式会社の監督等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を、「この場合において」の下に「第三十七條第一項中「業務報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加え、「第六十四条において準用する」を「第六十四条ニ於テ準用スル」に改

める。

第九十一条第五号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監督等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監督等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(森林法の一部改正)

第二十二條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二條中「規定」の下に「これらの規定中監督役に係る部分を除く」を加える。

第二百二十五條第三項中「第三百八十条」の下に「監督役に係る部分を除く」を加える。

第二百三十八條第七項中「規定」の下に「これらの規定中監督役に係る部分を除く」を加える。

(会社更生法の一部改正)

第二十三条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「又は利益若しくは利息の配当」を「、利益若しくは利息の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配」に改める。

第二百七十八條第二項及び第二百八十二条第一項中「第二百八十五条ノ二」を「第二百八十四条第二号、第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四」に改める。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第二十四条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「又ハ取締役」、「理事又ハ監事」及び「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」とを削る。

第三十三条中「第二百五十九条ノ三まで」の下に「(第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」監査役に係る部分を除く。に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第三十九条中「又ハ取締役」とあるのは、「理事又ハ監事」とを削る。

第五十七條第一項中「又ハ取締役」とあるのは、「理事又ハ監事」と及び「同法第二百四十九条第一項但書中「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」とを削る。

第五十八條第一項中「第四百七条から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一條から」を加え、「及び第四百二十九條」を「並びに第四百二十九條」に、「及び第四百十一條並びに」を「並びに第四百十一條」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」(監査役に係る部分を除く。に改め、「同法第四百二十條中「貸借対照表」とあるのは「収支計算書」とを削り、同条第二項後段を削る。

第二百六十條ノ四」に改める。

(塩業組合法の一部改正)

第二十五條 塩業組合法(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第七項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第三十一條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第四十五條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百五十四條ノ二」に、「第二百五十一條から第二百五十二條まで」を「第二百五十一條、第二百五十二條」に改め、「第二百五十二條(株主の差止請求権)」の下に「並

びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をなす権限)及び」を「商法」に改め、「第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を、「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」(取締役会の議事録)を「第二百六十條ノ四」(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録)に改める。

第五十七條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十九條第三項中「第三百八十條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第七十條中「第四百十八條」の下に「、第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで」(取締役会の議事録及び会社代表)」を「第二百六十條ノ四」(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録、第二百六十一條(代表取締役)に改め、「第二百七十四條第一項(報告を求め調査をなす権限)」を削り、「第二百七十八條(株主の差止請求権)」を削り、「第二百八十四條(取締役及び監査役との連帯責任)」を削り、

「第二百八十四條(取締役及び監査役との連帯責任)」を削り、

「第二百八十四條(取締役及び監査役との連帯責任)」を削り、

「第二百八十四條(取締役及び監査役との連帯責任)」を削り、

「第二百八十四條(取締役及び監査役との連帯責任)」を削り、

「第二百八十四條(取締役及び監査役との連帯責任)」を削り、

「第二百八十四條(取締役及び監査役との連帯責任)」を削り、

案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加える。

第八十條第六号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(商工會議所法の一部改正)

第二十六條 商工會議所法(昭和二十八年法律第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第八項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第三十一條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十條、第五十三條、第六十七條第三項、第七十三條第五項、第七十四條第五項及び第七十六條第四項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第二十七條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第七項中「第二百四十七條」及び「第二百四十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を加え、「第二百六十條ノ三まで」を「第二百六十條ノ二まで」(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。及び第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。))に改める。

第五十四條中「第二百四十七條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十七條第三項中「第二百四十九條」を「監査役に係る部分及び第二百四十九條」に改める。

第六十八條中「第四百七条から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一條から」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「第四百十六條」を「及び第四百十六條」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百六十一條ノ二まで」(取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表)」を「第二百六十條ノ二まで」(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)(取締役会)、第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録、第二百六十一條(代表取締役)に改め、「第二百八十四條(取締役及び監査役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を、「この場合において」の下に「、第三十九條第一項中「業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」とを加える。

第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する

「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する

「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する

「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する

「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する

「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する

る商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(内航海運組合法の一部改正)

第二十八條 内航海運組合法(昭和三十三年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十條中「商法(明治三十二年法律第四十八号)」を「並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)」に改め、「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第四十一條中「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十一條」の下に「並びに株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項を加え、「第二百七十四條及び」を削り、「第二百七十八條」の下に「並びに株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項を加え、「及び第二百六十條ノ三」を「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。」及び第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)に改める。

第五十條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十五條中「第四百十七條から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一條から」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に、「第三十四條」を「第三十四條」に、「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで」を「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。」、第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)、第二百六十一條」に改め、「及び第二百八十四條」の下に「並びに株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び

第二項を、「この場合には」の下に「第三十八條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加え、「と、商法」を「と、同法」に改める。

第七十四條第七号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同條第十一号及び第十二号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同條第十三号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

第二十九條 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第六項中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第二十七條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第三十九條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百五十四條ノ二」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十一條(株主の差止請求権)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び」を「商法」に改め、「第二百七十八條(監査役と取締役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を加え、「同法第二

百三十九條第五項」を「商法第二百三十九條第五項」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に改める。

第四十八條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第四十九條の第三項中「第三百八十條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十二條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録、第二百六十一條(代表取締役)」に改め、「第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を、「この場合において」の下に「第三十六條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加える。

第七十條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同條第九号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同條第十号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第三十條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五條の二十三第三項中「第二百五十六條の三、第二百五十六條の四」を「第二百五十六條ノ三」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 前條の規定による中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第五條の規定の例による。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)

第三十二條 商工会の組織等に関する法律(昭和三十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第六項中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係るものを除く。)」を加える。

第二十七條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係るものを除く。)」を加える。

第四十七條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係るものを除く。)」を加える。

(旧防災建築街区造成法の一部改正)

第三十三條 旧防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十八條第六項及び第四十三條中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

(漁業生産調整組合法の一部改正)

第三十四條 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第六項中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第三十六條中「第四百二十八條」の下に「(監

査役に係る部分を除く。」を加える。

第五十一条中「並びに商法第二百五十四条ノ二」を、「商法第二百五十四条ノ二」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を、「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に、並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第 号）第二

十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）を加え、「並びに商法第二百七十四条（報告を求め調査をする権限）及び」を、「商法」に改め、「第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を加え、「同法第二百三十九条第五項」を「商法第二百三十九条第五項」に改め、「第二百五十九條ノ三」の下に「（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く）」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く）」に改める。

第六十条中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く）」を加える。

第六十四条中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三」の下に「（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く）」を加え、「第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）」を「第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く）」（取締役会の議事録）、第二百六十一條（代表取締役）に改め、「第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四

査等に関する商法の特例に関する法律第二十四

条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）を加え、「同法第二百五十八條第二項」を「第四十八條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百五十八條第二項」に改める。

第九十六條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第三十五條 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四十一號）の一部を次のように改正する。

第三十五條第六項中「の規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く）」を加える。

第四十一条中「第四百二十八條」の下に「（監査役に係る部分を除く）」を加える。

第五十六條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を、「商法第二百五十四條ノ二」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第 号）第二十四條第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「並びに商法第二百七十四條（報告を求め調査をする権限）及び」を、「商法」に改め、「第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を「第二百五十九

告を求め調査をする権限）」を「第二百五十九

条ノ三」の下に「（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く）」を加え、「第二百六十條ノ三（取締役会の議事録）」を「第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く）」（取締役会の議事録）に改める。

第六十五條中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く）」を加える。

第六十七條第三項中「第三百八十條」の下に「（監査役に係る部分を除く）」を加える。

第七十八條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三」の下に「（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く）」を加え、「第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）」を「第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く）」（取締役会の議事録）、第二百六十一條（代表取締役）に改め、「第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四

査等に関する商法の特例に関する法律第二十四

第九十三條第六号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

第九十三條第六号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

項」に改める。

（商業登記法の一部改正）

第三十六條 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五號）の一部を次のように改正する。

第八十六條中「次条第二号」を「第八十七條第二号」に改める。

第九十一條の次に次の一條を加える。

（職権による解散の登記）

第九十一條の二 商法第四百六條ノ三第一項の規定による解散の登記は、登記官が、職権でしなければならぬ。

2 登記官は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならぬ。

3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、解散の登記をしなければならぬ。

（真珠養殖等調整暫定措置法の一部改正）

第三十七條 真珠養殖等調整暫定措置法（昭和四十四年法律第九十六號）の一部を次のように改正する。

第三十四條第六項中「の規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く）」を加える。

第五十五條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を、「商法第二百五十四條ノ二」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第 号）第二十四條第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「並びに商法第二百七十四條（報告を求め調査をする権限）及び」を、「商法」に改め、「第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を加え、「同法第二百三十九條第五項」を「商法第二百三十九條第五

項」に改める。

項」に改め、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「(第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三)中監査役に係る部分を除く。」を加え、「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に改める。

第六十四条中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第七十三条中「第四百十八条」の下に「第四百十九条、第四百二十一条」を加え、「及び第四百二十七条」を「並びに第四百二十七条」に、「及び第四百三十八条ノ三」を「並びに第四百三十八条ノ三」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「(第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三)中監査役に係る部分を除く。」を加え、「第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)」を「第二百六十条ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録、第二百六十一条(会社代表)」に改め、「第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「同法第二百五十八条第二項」を「第五十二条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百五十八条第二項」に改める。

第二百六十六号第五号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)
第三十八条 この法律の施行前にした行為及び商

法の一部を改正する法律附則の規定の例により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。ただし、第一条、第六条中商法中改正法律施行法第五條の改正規定、第十六条中外資に関する法律第八條第二項第四号への改正規定、第三十條、第三十一條及び第三十六條の規定は、公布の日から施行する。

理由

商法の一部を改正する法律等の施行に伴い、非訟事件手続法その他の関係法律の規定を整理し、所要の経過措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中(伊)國務大臣 商法の一部を改正する法律案、株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案につきまして、その趣旨を便宜一括して御説明申し上げます。

商法の一部を改正する法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、株式会社社の運営の適正及び安定をはかり、あるいはその資金調達の方法に改善を加える等のため、早急に改正を必要とする事項について、商法の一部を改正しようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一に、株式会社社の業務が適正に行なわれることを確保するために、監査役は、会計監査のほか、業務監査をも行なうものとし、このために必要な権限、たとえば取締役会出席権、取締役の違法行為の差止請求権等を認めるとともに、その地位の安定その他監査機能の強化のための措置を講ずることとしております。

第二に、株式会社社の運営の安定をはかるため、定款をもつて、取締役の選任につき累積投票の請求を完全に排除することとしたしております。

第三に、株式会社社の資金調達の便宜をはかる等のため、新株の発行にあつては、法定準備金を資本に組み入れ、株主に対して発行価額の一部の払い込みを要しない株式を発行することを認め、また、転換社債の発行については、原則として取締役会の決議によつてすることができるようものと、なお、株主の利益を保護するため、この場合における株主の引き受け権等に関する規定を整備することとしたしております。

第四に、株主の便宜等を考慮して、営業年度を一年とする株式会社について、いわゆる中間配当の道を開くこととしております。

最後に、取引の安全をはかるため、すでに営業を廃止しているいわゆる休眠会社を整理する方途を講ずることとしたしております。

次に株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律案は、株式会社社の実情にかんがみ、特に大規模の株式会社及び中小規模の株式会社の監査制度について、それぞれ改正後の商法の特例を設けようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一に、大規模の株式会社にあつては、株主をはじめ、従業員、取引先、下請企業者等の利害関係人の保護のため、その経理の適正を期することが特に重要でありますので、資本金五億円以上の株式会社は、計算書類について、定時総会前に公認会計士または監査法人の監査を受けるものとし、その会計監査の充実をはかることとしたしております。

第二に、中小規模の株式会社については、その実情から見て、ある程度監査に関する負担を軽減する必要があると思われましますので、資本金一億円以下の株式会社においては、監査役は会計監査のみを行なうものとし、監査報告書の記載事項は特に法定しない等の措置を講ずることとしたしております。

最後に、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、商法の一部を改正する法律等の施行に伴い、非訟事件手続法外三十二の関連する諸法律について、改正を要するものの整理等を一括して行なうとするものであります。

以上が商法の一部を改正する法律案、株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○中垣委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

引き続き、各案について補足説明を聴取いたします。川島民事局長。

○川島民事局長 ただいま大臣から提案理由の御説明のごさいました三法案につきまして、その内容を御説明申し上げます。

最初に商法の一部を改正する法律案でございますが、改正の項目が多岐にわたっておりますので、説明の便宜上事項別に説明をさせていただきますと思ひます。

まず第一は、監査役に関する改正であります。御承知のように現行法では、株式会社社の監査役は、会計の監査を行なうことをその職務としていたしております。改正案は、それに対して、監査役の職務を会計の監査を含む業務の監査に拡張しようとするものであります。この点が今回の改正の主眼点の一つとなっております。そのために、まず第二百七十四条を改正し、その第一項において、監査役は取締役の職務の執行を監査するものとし、いわゆる業務監査の職務権限を規定するとともに、同条第二項及び第二百七十五條にも所要の改正を加えることとしたしております。

またこれに関連して、監査役の権限を強化する必要がありますので、第二百七十四條ノ二、第二百七十四條ノ三、第二百七十五條ノ二から四までの規定を新設するなどいたしまして、取締役の監査役に対する緊急事態の報告義務、子会社調査権、

取締役の違法行為の差止請求権、監査役の選任及び解任について株主総会で意見を述べる権利、会社と取締役との間の訴訟等について会社を代表する権利などを監査役に認めることにいたしてあります。

それからまた、監査役が業務監査を行なうことになり、取締役会に出席して意見を述べることと認める必要が生じます。そのため、第二百六十条ノ三及びその他の取締役会に関する規定にも改正を加えることにいたしてあります。

さらに、現在では監査役には認められておりませんが、株主総会決議取り消しの訴えなどを提起する権限や、株式会社法の整理開始等の申し立てをする権限も、今後は監査役についてこれを認める必要が出てまいります。そこで、第二百四十七条をはじめ、関係規定を改正いたしまして、それらの権限を監査役にも与えることにいたしてあります。

ところで、監査役の職務が拡張されました。計算書類の監査が監査役の重要な職務であることには変わりありません。改正案は、計算書類等の監査が一そう適正に行なわれるため、次のような改正をすることにいたしてあります。すなわち、第二百八十一条を改正して、計算書類の付属書類についても監査役の監査を受けさせることにするとともに、第二百八十一条ノ二から四までの規定を新設いたしまして、監査役の監査期間を延長し、同時に、監査報告書の記載事項を法定して、監査が形式に流れることのないように配慮を加えたのであります。

また、第二百八十三条の改正は、定時株主総会における審議の適正をはかるため、その招集の通知には計算書類及び監査報告書の謄本を添付しなければならぬことといたしてあります。

なお、監査役の監査期間を延長したことに伴いまして、第二百二十四条ノ三を改正いたしまして、株主名簿の閉鎖期間等を現行の二ヵ月から三ヵ月に延長することにいたしてあります。

説明の順序が前後いたしますが、監査役に適正

な監査を行なわねばならぬためには、監査役の地位を安定させる必要があり、第二百七十三条の規定を改正いたしまして、監査役の任期は、原則として就任後二年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでといたしまして、現行の一年を二年に延長することにいたしてあります。

また、他面におきまして、監査役の独立性を保持するために、第二百七十六条を改正いたしまして、監査役は子会社の取締役や使用人を兼ねることとできないことといたしてあります。

第二は、中間配当の制度であります。改正案は、第二百九十三条ノ五の規定を新設しまして、いわゆる中間配当の制度を認めることにいたしてあります。

この制度は、営業年度を一年とする会社が、その年度の中間において、半年決算の場合の配当と同じように、株主に金銭の分配をすることを認めようとするものであります。

この規定、すなわち、第二百九十三条ノ五の第一項は、営業年度を一年とする会社は、定款で定めた場合には、一の営業年度中一回に限り、取締役会の決議で株主に金銭の分配、いわゆる中間配当をすることができるといってあります。

なお、この金銭の分配につきましては、前期末の貸借対照表の純資産額から、最終の決算期における資本、法定準備金等を差し引いた残額を限度として行なうこと、その期末に配当可能利益が出ないこととなるようなおそれのあるときは、金銭を分配してはならないことなどの制限を設けまして、不当な経理が行なわれないように配慮いたしてあります。

第三は、累積投票の制度の改正であります。御承知のとおり、現行商法は、第二百五十六

請求があるときは累積投票によらなければならぬことといたしてあります。

改正案は、第二百五十六條ノ三の規定を改め、かつ、第二百五十六條ノ四を削除することによりまして、累積投票の制度を採用するかどうかは会社が自主的に定款で定めることができることといたしてあります。

第四は、準備金の資本組み入れによる有償無償の抱き合わせ増資の制度の新設であります。

改正案は、第二百八十条ノ九ノ二の規定を新設して、この制度を認めることにいたしてあります。

すなわち、その第一項におきまして、準備金を資本に組み入れた会社が、券面額を発行価額として額面株式を発行する場合には、株主に新株引受権を与え、かつ、その引受権の譲渡を認めることを条件として、発行価額の一部の払い込みを要しない新株の発行、いわゆる有償無償の抱き合わせ増資を認めることとし、第二項から第五項までにおきまして、この新株を株主に割り当てるについて生ずる一株未満の端株及び申し込み期日に申し込みを失念した失株株主は会社がこれを処分してその一定割合の金銭を株主に支払うべきことを定めてあります。

これに関連して、第二百八十条ノ二第一項に第九号を加えまして、この抱き合わせ増資による新株の発行を行なうこと及び発行価額中払い込みを要する金額は取締役会において決定しなければならぬこととし、また、第二百八十条ノ七を改正いたしまして、新株引受人である株主の有償部分の払い込み義務を規定することにいたしてあります。

第五は、転換社債発行についてであります。

現行法は、会社が転換社債を発行するには、定款または株主総会の特別決議によって転換の条件等を定めなければならないことといたしてありますが、改正案は、第三百四十一条ノ二の規定を改正して、原則として取締役会の決議で転換社債を発行することができるように改めることにいたし

てあります。

もつとも第三百四十一条ノ二第三項におきまして、株主以外の者に、特に有利な転換の条件を付した転換社債を発行するときは、株主総会の特別決議を要することと定め、あるいはまた、第三百四十一条ノ二ノ二から二ノ五までの規定を新設いたしまして、転換社債の発行に関する株主への通知または公告、株主の転換社債引受権等について新株の発行の場合に準ずる取り扱いを定め、株主の利益の保護についても十分に配慮することにいたしてあります。

第六は、休眠会社の整理であります。

改正案は、第四百六条ノ三の規定を新設いたしまして、すでに営業を廃止したものとして認められるいわゆる休眠会社を整理する道を開いてあります。すなわち、第四百六条ノ三の第一項は、過去五年間何らの登記もしていない株式会社は、法務大臣が官報で公告してから二ヵ月以内にまだ営業を廃止していない旨の届け出をしないときは解散したものとみなすこととしてあります。なお、法務大臣が官報に公告をしたときは、登記所から該当の会社にその旨の通知をすること。解散したとみなされた会社は、三年以内であれば株主総会の特別決議で会社を継続し、復活することができるとなどを認めることとし、同条の第二項及び第三項にそのことを規定してあります。

それから第七は、商業帳簿に関する規定の改正であります。

まず、第三十二条から第三十四条までを全文改めることといたしてありますが、このうち改正の要点だけを申し上げます。

まず三十二条は、第一項において、商人は、会計帳簿、貸借対照表及び損益計算書をつくらなければならないこととし、現行法の財産目録を削除して、新たに損益計算書を加え、第二項において、商業帳簿の作成に関する規定の解釈については、公正な会計慣行をしんしゃくすべきことといたしてあります。

第三十三条は、会計帳簿の記載方法並びに貸借

対照表及び損益計算書の作成方法等について定め
ております。

第三十四条は、流動資産、固定資産及び金銭債
権についての評価の方法を合理的なものに改めた
ものであります。

以上のほか、株式会社の計算についても若干の
改正、すなわち、第二百八十五条ノ六を改正し
て、親会社の所有する子会社の株式の評価につ
いては、現行の低価法を原価法に改める改正を加
えることとしております。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に
関する法律案について御説明を申し上げます。

第一条は、この法律の趣旨を定めたものであり
ます。

第二条から第二十一条までは、資本の額が五億
円以上の株式会社に関する商法の特例を定めたも
のであります。すなわち、資本の額が五億円以上
の株式会社は、特にその経理を適正にする必要が
ありますので、計算書類について、株主総会の前
に会計監査人の監査を受けなければならないこと
とし、このことを第二条において明らかにいたし
ております。

第三条から第十一条までは、会計監査人に関す
る規定でありまして、第三条は、会計監査人の選
任について、会計監査人は監査役の過半数の同意
を得て取締役会が選任することなどを定めており
ます。

第四条は、会計監査人は会計の監査の専門家
であり、公認会計士または監査法人でなければなら
ないこととし、なお、一定の欠格事由を定めてお
ります。

第五条は、監査法人が会計監査人となった場合
に、その職務を実際に行なうべき社員について定
めたものであります。

第六条は、会計監査人の解任について、選任に
準じた規定を設けております。

第七条は、会計監査人の権限を定めたものであ
ります。会計監査人は、会計に関する帳簿、書類
の閲覧権、会社の業務及び財産の状況の調査権、

子会社の調査権等を持つこととなります。

第八条は、取締役会に不正の行為があることを発
見したときの会計監査人の監査役に対する報告義
務を規定しております。

第九条から第十一条までは、会計監査人の責任
に関する規定であります。

第十二条は、取締役が、監査役及び会計監査人
に提出する計算書類の提出義務及び提出期限につ
いて定めたものであります。

第十三条及び第十四条は、会計監査人及び監査
役の監査報告書について定めたものであります。

これらの規定によりまして、計算書類及びその付
属書類は、まず会計監査人が監査を行ない、その
あとで監査役が監査をするということになってお
ります。

第十五条は、計算書類の付属書類についての会
計監査人及び監査役の監査について定めたもので
あります。

第十六条は、会計監査人の監査報告書の備え置
きについて、第十七条は、その謄本を定時株主総
会の招集の通知に添付することを定めたものであ
ります。

第十八条は、会計監査人の定時株主総会におけ
る意見の陳述について規定したものであります。

第十九条は、本法に特則を設けましたために、
商法中適用を排除する規定を定めたものでありま
す。

第二十条及び第二十一条は、会社の資本の額が
五億円を上下する場合における第二条から第十九
条までの規定の適用についての経過措置を定めた
ものでございます。

次に、第二十二条から第二十六条までは、資本
の額が一億円以下の中小規模の株式会社に関する
商法の特例を定めたものであります。

第二十二條は、資本の額が一億円以下の会社の
監査役は、現行法と同じく、会計監査のみを行な
うこととし、その権限もそれに必要な範囲に限る
こととしております。

出する期限及び監査役が取締役会に監査報告書を提
出する期限について、商法の特例を定めたもので
あります。

第二十四条は、会社と取締役との間の訴訟につ
き、会社を代表する者は、現行法と同じく、原則
として取締役会が定めることとしたものでありま
す。

第二十五条は、中小規模の会社の実情にかんが
み、商法中適用を排除する規定を定めておりま
す。

第二十六条及び第二十七条は、会社の資本の額
が一億円を上下する場合における第二十二條から
第二十五條までの規定の適用についての経過措置
を定めたものであります。

第二十八條以下は、罰則でございます。

最後に、商法の一部を改正する法律等の施行に
伴う関係法律の整理等に関する法律案について申
上げます。

この法案は、非訟事件手続法外三十二の法律を
改正しようとしておりますが、大部分は実質
に關係のない改正、すなわち商法の一部を改正す
る法律案によつて予定されております商法の改正
が行なわれた場合に、これに伴う形式的な整理で
あります。そこで、実質に關係するもののみを抜
き出して御説明申し上げます。

まず第一条は、端株の処理について裁判所の許
可を得る場合の所要の手續を定めるため、非訟事
件手続法に所要の改正を加えたものであります。

第六条は、地方自治法第二百五十二條の十九第
一項の指定都市における商号專用權の効力を生ず
る区域を定め、または計算書類の付属明細書の記
載事項を命令で定めることとするため、商法中改
正法律施行法で所要の改正を加えるものでありま
す。

第九条は、基金の総額が五億円以上の相互会社
について会計監査人の監査を受けなければならな
いことなどを定めるため、保険業法に所要の改正
を加えたものであります。

第十三条は、公認会計士等の業務の制限につい

て、公認会計士法に所用の改正を加えようとする
ものであります。

第三十六條は、休眠会社の整理につきまして、
所用の登記手續を定めるため、商業登記法に所
用の改正を加えるものであります。

以上が三法案の改正の概要であります。

○中垣委員長 これにて補足説明は終わりました。
各案に対する質疑は後日に譲ることとしたしま
す。

○中垣委員長 おはかりいたします。

本日、最高裁判所田宮総務局長、矢口人事局
長、牧刑事局長から出席説明の要求がありますの
で、これを承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中垣委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

○中垣委員長 次に内閣提出、刑事補償法の一部
を改正する法律案及び横山利秋君外六名提出、刑
事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
を議題といたします。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。

横山利秋君

○横山委員 いま委員長からお話がございました
ように、私もこの刑事補償に関する法律案の提案
をいたしておるのであります。この際、法務大
臣にお伺いしたいのであります。四十二年八月十
八日の第五十六国会の衆議院本委員会におきまし
て、私からこの不拘束の被告にも無罪が確定した
ら補償金が支払われるべきだという意見を言い、
法務大臣の御意見を伺いましたところ、あなたは
当時法務大臣として趣旨を了承し、検討を約束を
されたのであります。したがって、私が重ねて
この法案が国会に上程される機会に、もう数年
をたっているものでありますから、当然政府から御

検討の結果、私が提案をいたしました趣旨に基づいて法律案が提案されると予期をいたし、期待をいたしておりましたところ、私の提案、また法務大臣のあのときの答弁に何ら関係のない法律案が提案をされましたことはまことに遺憾千万であります。法務大臣としての權威にもかかわることでもあります。あなた個人の食言にも関することなのであります。この機会に、大臣というものが国会でお述べになりましたことはまさに繪言汗のごとくである。それはてにをはにおいて若干のことばのニアンスの違いがあるにしても、少なくともあのとき前向きにあなたがとらえて、よろしゅうございまして、検討しようといいましたその趣旨としては逃げ隠れもできないことだと思ふので、この点について法務大臣は一体どうお考えなのか、率直にひとつあなたの御意見を伺いたい。

○田中(伊)國務大臣 お説、恐縮に存じます。前回の法務省に私が在任中に答弁をいたしましたこと、よく記憶にございします。現在もそういう考え方を持っておるということに変わりはないのでございします。当時ただいまお話しのように、拘束を受けない場合でも無罪の判決を得た場合には何らかの国家賠償を行なうべきではないかというお話に対して、私も当時、いままそのとおりに考えている、捨ておけぬと考えておる、額に差のあることはやむを得ぬですけれども、捨ておけぬ、こういうふうに考えておるのです。そこで当時、在官中に答弁をいたしました直後、何とかこれについては検討をせよということに検討を命じました。私自身も検討してきた。それから間もなく私が退任することになりましたが、今度重ねて就任をいたしました以後もこの法案に関連をいたしました。私の意見がありますので、この意見はつづさに検討をさせたのであります。させたのであります。就任後日浅いということ、また一つはこの国会提出をいたしました法案の中に、身柄拘束を受けないで無罪の判決を受けた場合もこれを含むという意味の法改正に、この事項を盛り込むことができなかつた。私は残念に思っております。残念に思っておりますが、食言じゃない。言明をいたしましたことについては検討してみたが、この段階においてここにこれを挿入するということ、書き加えるというこの段階に至らなかった。私の微力でありまして。微力以外のものではない。食言の覚悟はございせん。検討はいたしました。いたしましたが、ここには至らなかったという事情であることを御理解いただきたいと思ひます。

○横山委員 食言と微力とどう違うのか私はよくわからないのであります。私の力が足りないからできなかったというお話のようでありまして、食言というのはいささか意味するところを意味するところでありまして。少なくとも数年たつて、しかもあなたのあのときの答弁はいまでも私は脳裏にあるわけでありまして、自分も弁護士をやつたものとして、実際に触れてそれを痛感をしたことがあるということまでおっしゃつて、そして前向きな答弁をされたことが、微力であるということばがこの国会で通用するならばあらゆることが、約束したけれども微力にしていた方がないというところで国会の答弁が終るならば、何をもちて私どもは大臣の答弁というものを信頼ができるのでありましよう。私はこの問題が少なくとも海外にあまり例がないことは知っておる。けれども、町のこの種の問題の実態に触れたときに、あまりにも気の毒である。身柄は不拘束といえども、それによつて社会的な信用は地に落ち、そして裁判をやるための膨大な費用が要る、商売はやつていけない、村八分にされる、こういうような状況はわれわれの周辺に余りあるものがある。こういうことがちゃんとわかつておるならば、その微力という意味がどういう意味かわかりませんけれども、お役人の皆さんが反対するからできないということなのか、研究が十分でないからそこまで至らないとか、いろいろの理由を考へてみまして、要するに法務省を統轄される大臣として、微力だからできなかったということでは説明にならないと私は思ひます。またあなたがほんとうにこれをやる気があるならば、少なくとも私は対案を

出しておるのでありますから、この対案が不十分なものであるか、それは私もわかりません。自分はいいと信じているけれども、法制的に不十分であるかどうか、それは議論のあるところでありましよう。しかし、少なくとも国会の法律に基づいて議員として私は責任を持って提案しておるのでありますから、対案がここにあるわけでありまして、横山案ではいかぬにしても、少なくともこういう案ならばということができないはずはないと私は思ふのであります。いかがですか。

○田中(伊)國務大臣 あなたの対案に対する私の見解は別にいたしまして、先ほど追及をされております、検討した結果うまくいかなかったことに對する責任であります。検討をしないことが、今回の提案の中に織り込むに至らなかった、私の微力のいたすところである、こう言つておるのでありますから、それを食言と仰せになることは心外であるということを申し上げるものであります。それは政治家の言つたことは繪言汗のごとくで、責任はあります。検討すると言つた以上は検討せねばならぬ、検討すると言つて検討せぬでは何とて何と言つておるのか、反対のことが出ておるじゃないか、こういうことならば御追及になりまして、やむを得ませんけれども、検討のお約束をして検討した。その間退任をいたしましたして、再び出てきた。また検討をしてみた。しかしこの改正法律案に載せるに至らなかったのは微力のいたすところでございます。こゝろの私の心境でございます。

○横山委員 あなたは田中という人間で答へになつていらつしやるけれども、あなたの個人としての政治家としての立場と、それから法務大臣として国会で述べたことは、あつた大臣がだれであつても、当然継承されると私は思つておるのであります。だから、引き継ぎをなさらないであつたのかという疑念すら抱いておるわけでありまう一つ、私があなたのいまのお答へに對してさらに追及をいたしたいのは、お互いに政治を担当している者として、努力をしたけれどもだめだつたのでは済まされぬと私は思ふのであります。それも一つの理由ではある。けれども、私も最後に考えることは、一体その結果はどうであつたか、約束したことは履行したのかしないのか。約束というものは誠意と結果と両方で判断をしなければならぬと思ふ。したがつて、誠意があつてやつたけれどもだめでしたということが一半の説明にもなるうと思ふけれども、結果として約束したことができなかったということでは、政府の關係として責任が免れがたいことなんです。それを一つ考へてもらわなければいかぬ。それでもう一つ聞きたいのは、それならば微力というのはいつまで続くものでか。この次の国会にまた同じ法案が出たときも、微力でやむを得ませんでした、あなたにかつた大臣が今度出れば、いやあこれは田中さんから引き継いだけれどもまた微力でできませんでした。あなたは四たび大臣におなりになつて、また微力というつもりですか。その点のめどをこの際ひとつはっきりしてもらいたい。不拘束の場合でも賠償すること、微力は許されません。次の国会に不拘束でも賠償をするという提案をしてくれませんか。

○田中(伊)國務大臣 くだい答へをして恐縮ですが、少しことばの受け取り方に思ひ違ひが横山先生にあるのじゃないでしょうか。この問題はごもつとも思ふ、身柄不拘束の場合でも賠償を出したいものだ、そういう制度を実現することについて検討をいたしますという、検討を約しておる、検討ということばを、そのところをよく御理解いただきませんと、検討をしてみても実現はできないから検討した者が責任を負ふ、言質だ、それは食言だ、そういうふうな極端にものを解釈されることはいかぬものでしょうか。そんなふう

真剣に検討する根拠があつて検討してみた。私の言う根拠というのはどういう根拠かと言いますと、憲法四十条というものがござります。憲法四十条というのは刑事賠償の根拠となるべき根拠法です。これが根本法でござります。それによると、身柄の拘束を受けております場合においては、国家並びに国家機関としての官吏の故意過失に原因する不法行為を条件とせぬのだ。不法行為はなくとも身柄拘束を受けたというような迷惑をした被告について、無罪の判決があつたら、役人の側に手落ちがあるうがなかるうが、そんなことはどうでもいいんだ、無罪の判決があつたという事実だけで、国家賠償、具体的に申しますと刑事賠償をするんだというのが憲法四十条の明文でござります。むずかしいところはここにあるのです。これを逆に解釈をいたしますとどういう解釈になるのかというと、身柄の拘束をされないう事件が起つて無罪になった場合は、身柄拘束ほどの迷惑はなかつたのだから、国家賠償は要らぬのだ、具体的に刑事賠償は要らぬのだという半面解釈、横山先生これは無理はござりませんね。一応の半面解釈ができるわけでございます。

ところが私の苦心をして、所見として法務省内においても申しております意見は、この重点が、私の解釈はそうじゃないというのです。そんな半面解釈もできぬことはないだろう。しかしわが国憲法というものは人権擁護ということにたいへん極端な規定を設けているのだ。刑事訴訟法で規定をすればよいようなこまかい規定を国家基本法の憲法にまでこれを設けておる。それはどういう意味かというと、人権の擁護というものを世界の文明諸国の憲法に前例のないほどに最高度に認めるのが日本の憲法なのだ。そういう憲法の大精神から言つて、身柄の拘束は受けておつて無罪になつた者ならば、手落ちがあつたなかつたは要らぬのだ、無罪判決さえあれば賠償するのだという、この規定の精神を一步前進させて延長するならば、その金額の度合いにおいて差はあつても、身柄の拘束を受けていなかった被告について無罪の判決

があつた場合にも、身柄拘束の場合ほどの金額でなくとも、何らかの賠償はやつてよいではないか、少なくともそれをやることを憲法は否定するものではない、それを否定するものと考えてはいけぬのだというのを私は述べたのである。このところ議論の重点が置かれておるのであります。そういうむずかしい議論の存するところであり、ちよつとやそつと検討したからといって、成文の明文の上にとつとあらわれてくるなどということはなかなか容易なことではありません。しかしこれは将来にわたつて、かたはお約束をいたしますが、この理想は実現をしたい。それから世界に類例を見ない最高度の人権擁護をしようとしておる憲法の精神に合うように、身柄不拘束の場合に無罪の判決を受けたときにも、金額は低くなりましても、何らかの賠償ができるようにこの実現に努力をしたい、引き続き検討をしたい、こう重ねて同じことを申し上げるのでございます。

○横山委員 何だか話がおかしなやつだ。(田中(伊) 国務大臣「おかしいのですか」と呼ぶ) おかしいですよ。あなたがそう大きな声を立てて私が言うことを逆にして、うしろの人間はちつともあなたの言うことを聞いておらぬ。あなたがそれほど大きな声で言うならば、とつとにこの法案は変わつてなければならぬはずだ。失礼な話だけれども、ここだけでいいのいいいかつこうをなさるけれども、実際問題としてそれは私の言っていることで、私があなたに言っていることなんです。あなたの部下はそれに対して知らぬ顔をしておるんじゃないですか。前向きにとらえてないじゃないですか。それがおかしいと言ふんだ。国会でお答えになること私の質問に対して三たび四たびに及ぶ。そのたびに最後にはそういう非常に大きな声をされて、そしてかつよく質問を打ち切りされようとするけれども、いかげんにひとつこれはほんとうに責任をとつてもらわなければいけません。誠意をもつてこの問題に取り組んでいただかなければならぬ。もしあなたがそうおっしゃるならば、もう法務大臣は横山法案に賛成を

なさつておる、そういうことなんです。部下はどうだか知らぬけれども、少なくともトップに立つ大臣は横山法案に対して賛成の大演説をしたということになるわけなんです。対案がここにあるのですから、私の案に賛成をなさつた、こういうふうに私は考える。時間の関係上、次の質問に移ります。

いま大臣が憲法四十条をお取り上げになりました。もちろんこれは、御説明のように「無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその賠償を求めることが出来る」ということなのであります。これは、いま大臣の御説明のようにより、不拘束の場合においても何らかの賠償をして憲法違反にはならない。なぜならば、これは憲法が人権擁護に特殊な立場をとっているからである、こういう説に私は同感なのであります。そこで、少し問題を発展いたしました。警察にも来ていただいたおるわけでありまして、警察のほうに少しお伺いをいたしますが、被疑者補償規程、この被疑者補償規程はいかなる法律に根拠を持っていますか。

○安原政府委員 被疑者補償規程をつくりましたのは法務省でござりますので、私からお答えをいたします。お尋ねの、いかなる法律に根拠を持っておるかと言われましますならば、明文の根拠はござりません。大臣の訓令でござります。

○田中(伊) 国務大臣 法令の直接の根拠は明文はないということでございますが、憲法——また憲法というややこしくなるように聞こえますが、憲法四十条に基づきまして大臣訓令を出した。内容は刑事補償法に右へならえをした内容の金額となつております。ちよつと一言。

○横山委員 鋭敏な大臣だから、私の言わんとするところを察せられたようでありまして、私は被疑者補償規程があることが悪いとは言わない。また、先般あなたに質問しましたように、憲法に基まつて指示しておることであるならば、法令によ

らなくとも国民はそれを請求する権利を有するといふ解釈もあなたと同意なんでありまして。しかし、役所としてみれば、すべて国民の税金を使うときに、財政支出をいたしますときに、法律に根拠、よらざる財政支出というものは私は適当でない、こう考えるわけなんです。被疑者補償規程が何らの法律の根拠を持たずに法務大臣の推量で行なわれておる。しかもその運用たるや、ずいぶんいろいろ調べてみましたところによりまして、恩惠的立場によつて行なわれておる。しかも、實際運用の場合において、被疑者補償規程の存在を告知する義務を警察官は負っていない。實際運用としてまた行なつていない。一方的裁量でもつて、被疑者補償規程の適用を一方的判断できめておる、こういうように私は實際を把握しておるわけでありまして。したがらぬ限り、被疑者補償規程というものはもう一べん見直すべきである、法律的な基礎の上に行なわれるべきである、その運用、その實際について再検討を加えるべきである、こう考えますが、いかがですか。

○田中(伊) 国務大臣 先ほど申し上げましたように、憲法四十条の大精神を尊重いたしましたので大臣訓令でござります。これが違憲のもの、違法のものとはゆめ考えませんが、法律上の根拠を持たずはうがよいではないかという御意見もなるほどうなずける御意見でござります。これも誤解があつてはいけません、検討をいたします。

○横山委員 ことばじりをつかまえるようですが、誤解があつてはいけません、検討いたします。というの、私が何か誤解しそふな……(田中(伊) 国務大臣「そう思う。」と呼ぶ) どういう意味ですか、それは、ことばじりをつかまえて悪いのです、検討しますなら検討しますとはつきり言えはいないのに、私が誤解しそふだから、誤解してはいけません、検討します、私はその意味がわかりません。もつとはつきり言つてください。

○田中(伊) 国務大臣 たいへん、横山先生、言いくいこととありますが、そういうふうに関詰めてのお尋ねがあるから申し上げるのですが、先

た。警察当局は暴力団風天会幹部を黒として一味の犯行説ときめ、供述がくるくる変わるにもかか

が、愛知県が四十七年度二月補正予算案で、四十五年六月名城大学で誤認逮捕された中京大学の学

てまいりますと一々各県会が補正予算を組んで、県費によりまして補償をするというような形に現

警察本部といたしましてはどうしても消極的になる、ちゅうちよする、なるべく事を穩便に済まし

たい。金を送らずに、いまのお話のように陳謝で済むものならば陳謝で済みたい、こういうことになるのは当然の帰結であろうと思うのであります。この点について御検討の余地はありませんか。

○安原政府委員　お尋ねは直接私あてではありません。せんようでございますが、この所沢の事件につきましまして、刑事事件として検察官に送致を受けまして、三月二日に勾留請求をいたしました。そして三月七日に人違いということで釈放したという経緯になっておりまして、これは現在の補償規程の「検察官は、被疑者として抑留又は拘禁を受けた者につき、公訴を提起しない処分があつた場合において、その者が罪を犯さなかつたと認めるに足りる十分な事由があるとき」という事項に該当いたしますので、送致を受けました浦和地方検察庁においては目下被疑者補償を検討中でございます。して、おそらくそういうことに相なろうと思ひます。

○横山委員 所沢はそれでわかりました。それでは名大事件の四十四万円、この人の場合にはどうなんです。

○安原政府委員 横山先生も御明察のとおりこの被疑者補償規程というものは、刑事事件として捜査の対象になって、その過程におきまして「抑留又は拘禁を受けた者」ということに相なっておりますので、私の承知いたしております限りでは、御指摘の事件につきましては刑事事件としての捜査の過程においての抑留、拘禁というものはななかったというように聞いておりますので、したたがって、被疑者補償規程の対象にはならないのではないかと思います。

○横山委員 それはわかっておるんです。だから矛盾があると、こう言っているんです。だから警察庁は——この名大事件のような問題は例示をすれば私は幾らでもあると思うのでありますが、そういう点について一々県会の議決を得なければならぬというようなことでは困るではないか。そういうことでは、警察本部では県会の議決がないようにに

済ませたいという心理が働くのは当然のことだ。被疑者補償規程のもう一つの水準というか横の水準というか、それに包括できない問題について警察庁内部としては考えるべきではないかということなんです。

○小林説明員 これは警察側の問題は非常に複雑でございます。愛知県の場合でございますけれども、愛知県におきましては、交通事故等につきましての賠償等につきまして一定額以上については知事の専決事項というようなことになっておられますので、国家賠償等の支出につきましては議決を要するというようなことで県の経費の支出方法がきまっております。そういうことでございますので、一々県の当局の支出に関する規定によりましてやっておりますというようなことのようにございます。こういうものを一々検討いたしまして、一括してするのがいいのか、あるいは国のほうでそういうものを補償するのがいいのか、ということのようなことも問題だと思いますけれども、地方自治法その他の関係もございますので、現在のところはそういう形で運営がされておるといふことでございます。

○横山委員 私は説明を聞いているのじゃないのですよ。こうしたらどうかということを書いていいる。意見はないか聞いている。地方自治体で一々議決しなければ補償できないようなやり方ではだめだ。だからこの際、たとえば国で定める方法もあるだろう、県で自主的に予算を計上していく方法もあるだろう、少なくとも地方自治体の議決を経なければそういう場合の補償ができないようなやり方では、運用上決して人権が擁護されない、そういう警察官の誤った行動によって受けた被害

は補償されない、そういうことになるから、そのところはひとつ考えたらどうかと言っているののです。説明を聞いているわけじゃない。

○小林説明員 私どもでもちろんそれは検討はさせていたできますけれども、こういう問題につきましては警察の捜査の面で問題が生じたといふことになるかと、大体被疑者補償規程のほうで

関連が出てまいります。拘束をいたしますと当然強制執行ということになりますので、その状況につきまして検察庁に送致をする、あるいは四十八時間以内に処理をいたしましたも、結果的には書類を検察庁のほうに送って判断を求めるといふような形の問題が出てこようかと思っておりますので、被疑者補償規程との関連におきまして考えてみたいと思ひます。

○横山委員 被疑者補償規程との関連において考えたということですから、もう一べん法務省に戻るわけでありますが、被疑者補償規程を検討するということをお話を承ったわけでありますから、いま私の意見をおわかりだと思いますが、被疑者補償規程を検討する中で、私が提起いたしました問題を含めて検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○田中(伊) 國務大臣　ちよつと一言申し上げま
と、こういうことなんです。警察で司法警察官が
被疑事件を捜査をした、捜査手続を踏んだ案件は
原則として、よく送検といわれておりますよう
に、検事に書類が送致される、送致されてまいり
ましたものを検事が取り調べをしてみて、いまの
ように人違いであったとか、これは手違いであつ
たとかいふものが出てまいりますと、その段階で

刑事補償に準じた被疑者補償という国家補償をするわけでありまゝ。そこで、そういう制度があるわけでありまゝ。そこで、そういうことばけりまゝです。で、警察限りで握りつぶすということばけりまゝ。また語弊がありますが、警察限りで処理をしてゐまゝ。また事件などがあろうはずがありませんが、そういうものは別でございます。それは私のほうへへ回ってくる。そうすると、検察官は、取り調べの結果、これは必要ありと認めるのと大臣訓令による

補償をやる、こういうことがたてまえになってお
りますから、たてまえ論といたしましては、一歩
説明がつくのではなからうか、警察のやったこと
のしりをこっちでふくのはちよつとおかしいので
すけれども、それはそういうたてまえになってお
るのであります。しかし、お説のような御議論
確かに一つの理由がある、これは検討しなければ

○横山委員　あまり理解が実はできないのであります。被疑者とは何だ、これはこんなことあります。――あとの質問がたくさんあるものですからなんですが、被疑者補償規程の被疑者とは何だという問題に発展しそうですね。私がいろいろ体験

しております中に、被疑者と参考人、いわゆる親聞のいう重要参考人、警察では被疑者と扱わずに重要参考人として扱う場合がある。この場合は法律上、また処遇上の立場は被疑者とちつとも変わりはないのです。いざとなれば、あなたは参考人ですとか言う。それで参考人として呼ばれたが、実は実質上被疑者として扱われておる、したがって、これではあかぬ、弁護士を呼んでくれ

と云つても、あなたは参考人ですから弁護士を呼ぶ権利はありませんということになる。こういう話をすればたいへん切りがないのでありますが、被疑者という定義というものは被疑者補償規程について緩和してもらわなければいかぬ。いわゆる狭義の被疑者ではないかぬということを私は言いたい。名大事件の学生の問題でも、おまえ、そんなことやったから、ちょっと来てくれ、警察官は世

疑者と扱っていない。被疑者と扱っておれば被疑者補償規程が適用される、被疑者と扱っていないという警察本部の立場なんでしょう。だから四士という警察本部の議決を経て出しているわけです。出しているということは悪かったということです。被疑者でないけれども、悪かったということと、そういう狭義の被疑者でないけれども、悪かったという問題をどうするのか、したがって、

それらに被疑者補償規程のワクの中で処理するようにしたらどうか、こう言っているのです。私の言う気持ちはおわかりでしょう、どうですか。

○田中(伊)國務大臣 おっしゃる気持ちはよくかります。わかりますけれども、これは誤解のいように一言申し上げておかなければなりません。

のは、先生おっしゃる補償、法務大臣訓令による被疑者補償というものは国家補償であります。その国家補償というものはどういふものが対象になるかということは、本来は、役人に故意、過失があつて、そこに不法行為が成立をして、不法行為の原因とする損害賠償請求権が存在する、これだけの筋が立たないと出せないのが国家補償であります。そのうちで、身柄拘束の場合はそんなむずかしいことはないのだ、無罪になったらするのだ、不起訴になったらするのだというふうなたてまえができておる。ここにあなたや私の念願としております賠償問題のむずかしいところがある。簡単なものはやらないのではなくて、むずかしいやれないものがあるのですね、そういうことでございます。しかし、仰せのお心持ちはよくわかりますので、検討することいたします。

○横山委員 次の問題に移ります。
最高裁の尊属殺重罰規定の問題。最高裁に伺います。最高裁判事事務処理規則第十四条によりまして、最高裁は裁判書を内閣に送付する、法律が違憲の場合においては国会にも送付する、こうなっています。この意味はどういうふうに考えたらいいのであろうか。法律が違憲の場合、今回はそれに該当するわけですが、国会にも送付するといふのは、最高裁に聞いたほうがいいのか、大臣に聞いたほうがいいのか、あるいは国会の議長に聞いたほうがいいのか、ちょっとわからぬのですが、しかし少なくとも、まず送付する側の意見を聞きたいと思うのでありますが、今度の尊属殺重罰規定は違憲であるといふことを国会にも送付する意味は、一体何であるか。

○田中最高裁判所長官代理者 ただいま横山委員御指摘のように、最高裁判所裁判事務処理規則の第十四条によりまして、法律、命令、規則または処分が憲法に適合しないとの裁判を最高裁判所がした場合には、裁判所の正本を内閣に送付する。さらに、特に法律が憲法に適合しないという場合には、その裁判書の正本を国会あてにもあわせて送付するという規定になっております。

この趣旨でございますが、最高裁判所がこのような裁判をしましたときには、国会や内閣が場合によつては何かの善後措置としての立法作用もしくは行政作用をとるということも考えられますので、その裁判内容をお知らせしたほうがよいであろうという趣旨で、その裁判書の正本を送付することとしているもの、そういうふうに解釈しておるわけでございます。

○横山委員 そうしますと、初めて違憲審査権を発動したことに相なるわけですが、最高裁としては、政府及び国会にもこれを送付するといふことは、政府があるいは国会か。あるいは政府がまず主導するの、あるいは国会も主導するのであるか、どちらを期待しておるかという質問が一つ。

それから、最高裁としては、当然刑法の改正がなされるべきであるという期待を持っておる、こういうふうに解釈してよろしいのですか。
○田中最高裁判所長官代理者 前段の点でございますが、裁判所のほうといたしましては、そのような裁判がなされた場合、立法作用、行政作用が何らかとられる必要もあるのではなからうかというところで、単に、そういうふうにしてほしいという希望ではなくて、その内容を便宜上お知らせしたほうがよからうというだけのことでございまして、後段の点でございますが、これについて、立法等の点につきましては、それは国会もしくは内閣等でおきめいただくことでございまして、特に最高裁判所の側として、そういうふうな措置をとられたという趣旨は何ら含んでおらないのでございます。

○横山委員 法務大臣に解釈を聞きますが、国会にも送付するという意味は、政府が刑法の改正をすべきである、あるいは国会が立法府として自主的に改正すべきである、どちらの意見ですか。
○田中(伊)國務大臣 内閣が処理規則第十四条によつて送付を受けた場合は、内閣は、政府は、立法措置をしなければならぬという態度でなければならぬと思ひます。そういうふうな態度が当

然であるといひますと、立法のための法案を国会に提出しなければならぬ。いたしました場合に、国会は御審議になるわけでありまして、審議の結果はわかりませんが、御審議にならないければならぬわけでございますから、国会にも内閣にもその参考に書類を送付する。送付なさる最高裁判所のお気持ちにかかわらず、政府は受けたら立法措置をしなければならぬ、提出をしなければならぬ。国会は提出を受けたら審議しなければならぬ。こういうたてまえ論が間違いないものと思ひます。

○横山委員 政府に第一義的責任がある。「国会にも」といふことがばがあるのは一体どういうふうにお考えでしょうか。
○田中(伊)國務大臣 国会は、政府の提案する法律案を審議しなければならぬ立場があるから、国会にも参考送付をしていこう、こういうことであらうと思ひます。

○横山委員 私は特に事務処理規則の「国会にも」といふことばの意味が、単に立法府だから参考を送つておくといふことでなくして、そこに何らかの意味合いといふものがあるはずであらう。それはもう何の意味もないといふふうに考えるのは、少しおかしいではなからうか。最高裁はそういう規定をきめる権利があり、そしてこの違憲審査をした、国会、立法府に対して送るといふ。送られる国会側として、何もせずに政府が言つてくるのを待つていけばいいということには——私はこの趣旨からいって、規定があるからということばかりではないと思うのです。規定があるから、送られてきたからということではなくして、それだけでなくして、国会側として、違憲であると言われたことについて、国会の自主的な取り上げ方、自主的なあり方といふものがあつてしかるべきではないか、こう思ひますが、どうお考えになりますか。

○田中(伊)國務大臣 政府にいま言ったような直接責任がございしますが、国会は、それを受けて審議しなければならぬといふことのほかに、国会

自身も自主的に立法措置のできる権限を持つておること、御承知のとおりであります。政府がぐずぐずしておれば国会がおやりになつてもちつともおかしくはない、こういうことでございします。「も」といふことば、そんなことを私のほうから最高裁判所に言うのはおかしいけれども、「も」といふことばはなくてもよかつたのでしようね、そういう意味でね。

○横山委員 それではぐずぐずしておるなら国会がやつてもらつてもいいという、ぐずぐずは政府の話であります。政府はぐずぐずしておるか、それとも立つてやるかといふ質問をいたしたのであります。
もうすでに新聞で、ぐずぐずでなく、もの考へ方の片りんが出ておるようでありまして、ここで大臣に、この違憲審査権が発動されたことによつて、刑法をいかに改正するつもりであるか、所見を伺ひたい。

○田中(伊)國務大臣 ぐずぐずはしておらぬのでございします。しかし、判決があつたのはまだおとといです。中きの一昨日しかないのでしょう。そこでたいへん緊張しまして、おそくまでかかりまして、法務省の中、電灯をつけてやつておる。非常に勉強しておるわけで、政府はぐずぐずしてない。非常にかげ足でやつておるといふことを、ひとつ御理解をいただきたい。
それからいまの、法律をどう改正するかといふことの前に、それだけ取り立てて申し上げる、その前に、ちよつと一言事情を申し上げますと、まず第一に、この判決が一日行なわれたという結果は、刑法二百条、それから二百条をめぐる関連の条文は、関連の限度において無効となつた、こういうことです。

そこで緊急を要するところから先に所見を申し上げますと、いま捜査中の事件というのは、これは一番緊急な事件です。いま捜査中の事件をどう処理するかということが一番大事なことでございします。これにつきましては、当日、四日が御判決でございました。その判決のありました当日付を

もって、検事総長より全国の検事長並びにその傘下の検事正に対して、二百条を適用せず百九十九条の適用によって処理をせよという意味の通達を、とりあえずその日じゅうに発信をいたしておきます。こういう事情でありますので、捜査中の事件に關しましては、本来二百条適用のものを百九十九条を適用するという態度で、そういう二百条を無効とする態度、その態度に変えていくわけでございます。

それからその次に、すでに起訴をいたしておりますもの、起訴済みのもの、もう一口いたしますと、公判に係属しておるもの、地方裁判所並びに高等裁判所に事件がハンギングをしておるもの、そういう係属中の事件に關しましては、すでに求刑のあったものとなかったものと区別をして処理をするわけでございます。

また、求刑のないものについては比較的簡単で、その求刑に際して百九十九条適用の論告をすればいい。そして二百条は無効であって、百九十九条によって処理をするという観点に立つて刑の量定について意見を言う。一口に言って、求刑を行なうというところでよろしいのでございます。

しかるところ、一昨日を起点といたしまして、すでに結審をしておるもの、判決の言い渡しに至らないが結審をしておるもの、こういうものにつきましては法廷を再開する申請をさす。そして法廷を開き直す。判決するだけですから、もう法廷を開かぬのでありますから、それを法廷を開き直して、そして罰条を百九十九条に訂正する。その際に、量刑について何か適当なる変更を加えなければならぬ事情があるならば、あわせてその変更をするということが必要となると考えるのであります。

それから、その次の第三の段階は、裁判はすでに済んでしまつておるもの、こういうものをどうするかという——たいへん極端な例をあげますと、死刑が執行されてしまつたものが四件ある。この無効といわれる法律によって適用されて死刑が確定をいたしまして、死刑の執行が終つてしまつたものが四件もござい

たものが四件もござい。そういうものを含めまして無期懲役、有期懲役に処せられておるもの、そういう判決確定をしておりますものをどうするかというのをめぐりまして、たいへん複雑多岐にわたる検討が行なわれておるわけでござい

それを手つとり早く申しますと二つの解釈があらまして、一昨日の最高裁の御判決というものは、判決を言い渡した一昨日以後に効力があるのだ、二百条の無効ということ、二百条に關連する一連の条文の無効ということこれは一昨日以後に無効なんだ、以前は有効なんだ、こういう所見が一つござい。これはもつともな所見でござい

それからもう一つは、以後はもろんのこと、以前といえどもこれはさかのぼって無効となるべきだ、こういう意見が一つござい。このうち、あとの意見の、さかのぼって無効であるということになりますとえらいことで、無効の条文を適用して人を死刑にした、無効の条文を適用して人を監獄に入れたという事態が起こるわけ

ござい。そういう場合に、処置をいたしましてそれを無効だという立場をとりますならば、それらの過去において行なわれた判決は法令違反の判決であるということにならざるを得ないので、検事総長はすみやかに非常上告の手続を踏みまして、最高裁判所のみに出すわけでござい

ますが、検事総長が最高裁判所に対して非常上告の手続をとる、こういう処置をしなければならぬい、さかのぼって無効だという判断ならば、さかのぼって無効でない、これから将来のみ無効であるというならば、これは問題が起こる。これから直していけばいいわけでございますから、これから百九十九条を適用をしていけばいいのですから

これは問題が起こらない、こういうことでござい。この点は今回の判決をめぐり一番重要検討事項として法務省を中心といたしまして、法規担当の役所でござい。これを中心といたしまして、時間をかけて検討をしておる。ぐずぐず

しておるように見えるかもしれないが、これはそうではないので、なほ相当な時間をかけて検討を要するものではなからうか。ちよつとこれだけではただ報告のようになって御質問の趣旨に合いませんので、ちよつと私の舌が短かったり長かったりするんでありますけれど

も、私の所見を一口に申し上げますと、なかなか私は裁判所を前に置いて言いくいのでありますけれども、将来に向かつてこれが無効になるんだというところは、これはもう異論はない。過去に遡及して、最高裁判所の判決といえどもそれが遡及して、それじゃ過去にさかのぼってそうすると新憲法以来ということになりますからえらいことで

ござい。新憲法以来の判決、過去にさかのぼって尊属に關する殺人傷害、逮捕監禁、遺棄、遺棄致死傷、逮捕監禁致死傷、それから傷害致死傷、こういう条文全部にわたりますものが非常上告によつて処置されるなんというところは、これはえらいことであらうと思ひます。私は、さかのぼって無効だという結論には、見通しとしてはな

るまいと思ひます。そうはなるまい。したがって、非常上告の手続を検事総長に踏ますという事態は、たいへんに困難な事情ではないかというところが私の判断であります。そういうことを法務省がきめたわけではございせんが、私は見通しはそういう判断、非常上告手続ということはいへん困難であらうという見通しでござい

それから最後に、第四に——見解としていままで申し上げたことは、先生お尋ねにならなかつたことをかかつて言つたことです。これからお尋ねになりました法律改正をどうするかということに申し上げるわけでござい。笑。お笑いにならぬで聞いてください、これは大事なところだからね。そこで第一は、二百条を廃止する、削除する、撤廃する、したがって二百条をめぐります關係条項もその意味において改正になります。どうい

れが一つござい。それからもう一つは、尊属逮捕監禁罪。それからもう一つ、尊属逮捕監禁致死傷罪。それからもう一つ、遺棄罪、親を捨てたというその遺棄でござい。それからもう一つ、遺棄致死傷罪。こういう条文がござい。ほか

に、これは二百条と別にあるわけでございます。もう一つ、二百条のすぐ隣に二百一条という条文がござい。これは尊属を殺そうとして短刀を買ひ入れたという尊属殺予備罪、それからもう一つ置いて二百三条という条文に、殺そうとして振り上げてみたが殺し得なかつたという尊属殺未遂罪、これだけの条文が全刑法の条項をめぐ

る関係項だと思ひます。七つあるように私は思ひます。まだほかにあるかも知れませんが、私は大体この七つだと思ひます。こういう条文は二百条を削除、廃止すると同時に、關係条文はそれに右へならえて訂正する、こういう意見が一つの意見でござい

それからもう一つの意見は、最高裁判所は何もそんなことまでいっておらぬじゃないか、親殺しは普通人殺しより重く処罰することを否定してないではないか、ただ、ばかに重過ぎるではないかというところをいうている、どんな事情があつても死刑にするか無期にするか以外に救いようがないという極端な差別を設けておる二百条の条文というものは、憲法のすべて国民は平等でなければならぬという大原則に違反するではないか、

よつて無効であるということが裁判所の御意見であるのだから、何も撤去をする必要はないじゃないか、直したらいじゃないか、どう直すべきかという、親を殺したる場合、直系尊属を殺した場合には無期、死刑ということになつてゐるのだから、無期をもつと下へおろしてゐる。どこまでおろすのかという、無期というのを取り消して、懲役六年以上というぐあいにおろしてゐる、そうすると、その改正の内容は懲役六年以上死刑となりますね。まことに気の毒なという事情があ

る場合には、最低六年になるわけですが、しかし、気の毒な事情があれば、その六年の二分の一、情状酌量減軽によつて三年まではおろせる、三年以下は執行猶予にして助けることができるのですから、三年という言い渡しをする場合には執行猶予がつけられる。これならば一般殺と比べてみて極端なことではないじゃないか。人倫にもとるような親を殺したような場合、よいことではないけれども、そういう事情があった場合には監獄に入れずに助けてやることのできるではないか。いまの条文はそれができないのじゃないか。こういうことで、第二の条文改正の意見というものが真剣に述べられておるのが現段階でございます。

どちらになるかということ、これは申し上げるのはいかがかと存じますが、いま申し上げただけだと、検討の内容を御報告申し上げる程度で、大臣の答弁にはならぬ。事務でもやれるわけですが、私が言つた以上は、おまへはどう思うかということとお聞きになりたいのだから、それを申し上げなかつたら、またおしかりがあるだろうと思うので、一口申し上げますと、私は削除がよからう。第一のようにぜひ削除。ただ、やはり削除といふたしまた場合に、社会の感情の上から、重大問題といふか、重要な一つの懸念が起つてまいりますことは、そうすると何か、日本の刑法というものには親子の情愛という、古いことばで言うところの純風美俗、そういう純風美俗は守らぬのか、それは無視する考えかということがどこかでいわれる。年をおとりになつた国民の皆さんの中から、おかしい法務大臣がおるものだとすることが必ず出てくるものと思はう。

そこで、一口その点について意見を申し上げますと、私はそれは思はない。日本の大事な親子の關係といふものを、若くとも年寄りでも否定するものはございませぬ。その大事な純風美俗を殺人罪の法条、そういう殺人をめぐる刑法などというもので守つてもらふでない。法律外で、美しい日本国民のモラルとしてこれを育てなければいけません。刑法の殺人罪の条文があるからいいから

といつて左右されるべきものではない。法律の外でつらばに育てていくべき大事な純風美俗でなければならぬ。こう考えると、そこに私自身に得心がいくわけでございます。そういうことから私は、きれいにすっぱりと削除がいい。削除するようには考えたらどうだ、おれはこう思うということをお私に部下に申しまして、検討をしていく考えでございます。そう法務省が決定したということはいき過ぎでございます。そういう事情ではございませんが、私はそういうことを基本方針といひまして、改正問題を検討しております。部下を指導していきたい、こう考えておるわけでございます。

以上であります。

○横山委員 私の質問の要旨を先取りして十分なお答えを願ひました。

最後のところは、率直にいいまして……。

○田中(伊)國務大臣 ちょっとすみません。大事なことをご勘違いいたしました。死刑の執行を受けたものを新憲法以来四人と申しましたが、三名だそうであります。訂正いたします。

○横山委員 こういうことはどうなんでしょうかね。いまあなたは法理論的に、また人間関係からお話があったのですが、私はふいと思ひますのは、いま違憲審査権を発動した判決が出た。したがって、すぐに法務大臣は、いま捜査中のもの、起訴済みのもの、それから裁判の済んだもの等々に分けて、電光石火のごとく処理をされる。その処理の基本になるものは、二百条はない、百九十九条だ、こういう基本方針によつて措置をしると言われたわけですね。それで、ずっと事はいま全国的に動いておるわけですね。二百条はない、百九十九条でやれという指示のもとに動いておるわけですね。そのあとで、刑法の改正を今度は国会が審議することになる。審議の結果が、あなたはいまあなた個人としての結論は言われたけれども、審議をする二つの考えがある、すばりの削除と、刑を少し軽くしてやれということの二つがある。かりに刑を少し軽くしてやれという刑法改正案が通

りますと、おとといまでは二百条、おとといからは百九十九条、そして今度は刑を軽くする尊属殺人なり何なり、そういう落差がでやしないかというのを私は考えるわけです。そうすると、同判判決が出たあとでも、刑罰規定に違ひが生じやしないかということを考えますが、いかがでございますか。

○田中(伊)國務大臣 ごもつともな御心配でございます。判決言い渡しの以後と以前とは、一口に申しますと刑の均衡が破れるという心配がございします。そこで、そういう場合に、均衡が破れるというけれども、将来に向かつて軽くなる、過去にいうけれども、均衡が破れるというわけですね。そういう均衡の破れ方をするわけでございますが、過去の分につぎましては、個別的恩赦によつて処理をする以外にならうというところが、現段階の見解でございます。これも確定的なものではございませんが、個別的恩赦によつて処置する——処置の必要なのは、全部が必要とはいへぬ。何で全部が必要といへぬのかというと、親を殺してはおるのだけれども、これが親でなくて普通人を殺したとしても、残虐むざんな殺し方をしている、物を強奪することを目的にして殺害をしているといったようなことがありますが、個別恩赦においては、過去の分でありまして、個別恩赦の要はないわけですね。どちらにしても当然死刑になるということが相当あると思ひます。そういうことでございしますから、必要ある部分については個別恩赦を必要とするのではなからうかということが考えられますので、この点も検討しておる、こういうことでございます。

○横山委員 判決が出る前は個別恩赦、判決が出てから今度の刑法改正が成立するまでは百九十九条、刑法が改正されて、またあなたの最初言われた案、つまり親殺しは重過ぎるから少し軽くして一般殺人とは変えよう、こういうことがかりに成立いたしますと、そこからまた別の法律、三段にわたると私は言っているのです。こんなばかなことはなからう。これは、同じ罪であっても、その時

点において刑罰が違ふということはおかしい。だから、私はすばり言つて、新刑法にさかのぼつて百九十九条を適用すべきであらう、そしていまあなたが電光石火のごとく二百条はなし、百九十九条でやれと言つた精神は、もうそれは軌道が始まっちゃつておる、もう国会の審議がある意味では拘束しちやつておる、そういうふうな私どもは受け取らなければいかぬのではないかと。そうでなくして、理論的に親殺しと一般殺人とは違ふべきだといつても、それでは、判決があつてからその刑法が成立するまでの事態というものは百九十九条で動いておるのですから、それをもう一ぺん取り消して、今度の刑法の改正案が成立したときの親殺しはちよつと罪が軽い、いままでの二百条よりちよつと罪が軽いというやり方でまたさかのぼつてそれをやる。また過去にさかのぼつてそれをやるということ、これはたいへんなことじゃないか。理論的に説明ができませんではないか。だから、新刑法にさかのぼつて二百条はなし、百九十九条、そしていまさうなんですから、今度の刑法改正もそれにしようというのが一番理論的でもあり、公平を失しない方法ではないか、こう思ひますが、いかがですか。

○田中(伊)國務大臣 たいへん大事なところに言及しての御意見で、そのとおりでございます。

そこで、先ほどから申し上げますように、この改正は急ぐ——急がぬでいいという意見もあるのです。それはどういう理由かといふと、それも一つの理由でありますけれども、刑法の全面改正が迫つておるじゃないか、全面改正までそのまゝはつておいたらどうか、ばたばたすることはないじゃないかという意見もあるのです。これも一つの意見ですね。刑法の全面改正が目前に來ておりますから、目前といつてもことしや来年はむづかしいので、私の見るところ再来年の国会、それくらいに間に合つたらよいと思つておるくらいでございます。そうすると、そういうことでございします。そこで、この改正をいかに取り扱ふかという改正案を国会にいつ出すかという問題は非常に

急ぐ。急がないと、いま仰せになった問題の量がふえることになり、非常に急ぐこととございませう。急ぐほどよいということになります。何しろ基本法たる刑法ですから、これを軽々に扱うということとは容易なことではない。それはもうどうしても慎重にやらなければならぬ。慎重に、できる限り慎重にこれを検討いたしまして、そうして、あとより限り急ぎ立法措置を講じなければならぬ、こういうこととございませう。

○安原政府委員 大臣からお話がありましたので、要旨はそのとおりで、大臣の御意向を受けまして、いまその刑法の改正の要否並びにその内容を検討しておりますが、これはちょっと技術的なことでございませうけれども、最高裁判所のこの違憲の判決というものは、法律的にはその当該事件限りしか効果、効力を持たないものと私も考えておりますので、過去に当然遡及するとか将来に向かって当然にこの法律を無効にするというような効力を持つかどうかは問題があつて、しかしながら、その判決を尊重して、立法、改正を考へるべきだ、尊重する立場から考へるべきであると考えて、いわゆる違憲判決の一般的効力というところにございましては、事務局としては消極的に考へておりますが、結果的にはそれは尊重して、立法の要否を検討し、内容の検討をしていくということとを、技術的な問題であります。御理解をいただきたいと思つてございませう。

なお、大臣のおっしゃつたことで、結果的には同じことをおっしゃつたと思つてございませう。今回の判決は、また当然に尊属致死傷とか監禁罪というもののついでに現在の法律を違憲としていくことではないのでございませうが、今度の尊属殺というものの違憲の判決の中身を、多数意見、少数意見を含んで考へまして、将来これらの関連の法律についてもどうすべきかということについても将来検討していくべきだと考へている次第でございませう。

○横山委員 いや、あなたの御意見はよくわかります。私もそういうつもりでやつておるんです。

ただ結果的に、私がこの判決文を全部つぶさに読んでみまして、この判決は、要するに多数意見として、量刑が親殺しは重過ぎるということが基本的なものの考へ方である多数意見であるということとは、よくお互いにお互いにかつておるころなんでしょう。しかし、これを受け取つたわれわれが、さて、今後どうあるべきかということと考へますと、たとえば下田意見ですか、下田意見は、立法院のやることにあまり影響をするようなことはやめて、立法院の善意、立法院の考へにまづべきだ、だからこういうことは反対だといひながら、その意見の中では、具体的な立法院に対する、提案とはいひませんが、具体的な提案がこの意見の中に出てきておるわけでありませう。

それはそうといひまして、私も考へてまいりますと、結局この多数意見、判決の趣旨はよくわかるけれども、われわれが今後についてなすべき措置、これが出たので、法務大臣がいまおっしゃつたような、当面直ちにぐずぐずせずに措置をせざるを得ない措置、そういう必然的にやむを得ない措置を含めて考へますと、多数意見ではだめだ。われわれの措置としては六人意見ですね、そういう方向にならざるを得ないのではないかと。これはやや技術的に、ほんとうに、法律論ではないのでありませうけれども、公平ということと考へ、そうしてさらに付言いたしますならば、私は意見としては六人意見のほうに賛成なものでありますけれども、理論的にも六人意見がまた間違つてゐるわけでもありませんし、さらに一番大事なことは、公平を期するということの意味においては、私の指摘してゐます落差を二回つけるような結果では、これはとても説得力がないであらう、こういうふうには私は考へるわけでありませう。でありますから、ひとつぐずぐずせずに、していらつしやるのであります。すみやかに結論をつけられて国会に提案をされるよう要望をいたしたいのであります。

時間がありませんが、最後に、先ほどもちよつと

話が出ました死刑済みの三人については、一体どういうことになりませうか。

○安原政府委員 死刑済みの三人は事実としてあるわけとございまして、結局、先ほど申しましたように、当該判決がその当時において、また死刑の執行のときにおいては合憲とされておつた法律に基づいて尊属殺人という罪名の死刑の執行であつたわけでありまして、遡及して無効とか違法とかいうことにならないと思つてございませう。けれども、実際問題として、いまから振り返つてみて考へますと、いまならば死刑になつたかどうかという問題は実際問題として残るわけでありませうが、そういう意味におきまして、この三人の死刑の執行された者が、尊属殺といふことであつたら、したがつて尊属であることに重きを置いたから死刑になつたかどうかといふことは、一応検討してみらる問題であらうと思ひますけれども、今度の違憲判決の問題は、やはり最低限のところでも執行猶予にならない狭い規定のしかたといふところに違憲の重点が多数の意見はあつたといふことでもありますので、一がいにとりかかると言われましても、当該判決は瑕疵のないものであつて、それによつて執行されたといふことであつて、これは当然に不法なものであつたといふふうには考へられないといふふうに思ひます。

○横山委員 大臣、何か付言されることはあります。○田中(伊)国務大臣 申し上げることはございませう。いまの意見と同じことを言うわけでありませうが、過去は有効という立場に立つて局長は意見を述べておるのです。過去は有効といふことになればそのとおり、過去も無効なんだといふことになりまして場合は別でございませう。過去は有効であるか無効であるか、つまり、判決は遡及するのかわからないのか、最高裁の判決が遡及するといふのはおかしいのですが、遡及するかどうかといふことで意見が分かれる、いま局長の申しましたようなことが真剣に検討されておる内容の一つでございませう。

○横山委員 もう二つばかり質問をしたいのであります。残念ですがまた後日にこの判決の問題は譲りまして、せつかくお待ちを願つたのでありますから、九紅の問題にちよつと触れたいと思ひます。

食糧庁からおいでになりましたが、食糧庁が、この九紅の傘下といひますか、影響下にあります米関係につきまして告発をされたのであります。が、一体どういう事態であるかといふことが一つ。それから、モチ米のこしはばらくの間の価格の推移はどういう状況になつたかという御説明を願ひます。

○森説明員 基本的にはモチ米の需給のバランスがくずれまして、輸入手当てをいたしたのです。が、それがよくおくれまして、こしの二月からモチ米のいわゆる自由米相場といひますか、そういうものが上がりだしたといふこととございませう。そこで、価格関係を若干申し上げますと、水稲のモチ米の玄米の価格について申し上げますが、単位は六十キロ、一俵でございませう。指定法人といひますか、自主流通米の価格で申し上げますと、毎月約八十円の金利、食費といふものがあつたといひます。毎月だんだん端境期から上がつてまいりました。去年の端境期と申しますか、新しい米穀年度の当初の十一月、自主流通米の相場が一萬一千円、あと八十円ずつ上がつておるわけとございませうが、自由米のほうは、十一月、一萬五百円、それが二月になりました。一萬三千五百円、三月に一萬四千円程度の価格になつてきておる、この二月からの値上がり著しかったといふことで、その裏にいろいろ輸入手当てがおくれ、入港するモチ米の手当てがおくれるのではないかと、自由米の相場が流れたといふことを背景にして、自由米の相場が上がつたのだといふふうにはわれわれは理解をしておるわけとございませう。そこで、この二月の中旬でございませうが、モチ米について何か問題があるいはしないか、木材、大豆その他のいろいろの問題がちよつと起きた時期でございませう。われわれといたしましても、いやくも食糧物資につきま

して、正月のモチ米の時期は過ぎたとはいえ、いろいろ米そのものについて、いやしくも投機的なものが存在してはいけないということで、主要の生産県と消費県十九県に対して、一斉に倉庫の調査に入ったわけでありました。その結果、五千八百トンの未検査米を発見いたしました。その中で、量が多いということ、それから流通過程にある、たとえば米業者の付属倉庫でない、産地の倉庫で持つておるとか、そういう性格のものにつきまして、入手について問題がありはしないかというものにつきまして告発をいたしました。その中で、若干丸紅がその所有者として所有をしておつたらしいという情報は持つておりましたけれども、いづれにいたしましてもそれから先の具体的入手経路等につきましては、むしろ警察当局で御調査をお願いしたいということで、告発をいたしたわけでございます。私どもが告発した中の、茨城の三百四十四トンというものにつきまして、いまの丸紅の介在の情報はありましたということでございます。

○横山委員 そこで私どもが問題にしておりますのは、今週中に強制捜査をするというのが新聞に載つたということなものであります。町のうわさを総合いたしますと、一体なぜそんなことを予告するのか、これから二、三日たつたらやりますから氣をつけてください、証拠があつたら隠滅してくださいと言わんばかりではないか、これはどういふことだ。そうしてきょうですか、新聞を見ますと、また一週間か何か、準備があるから、コンビニエーターがよくわからないから延ばす。また時間をもらえた。もう丸紅にまさき証憑隠滅に時間をかしたようなものだといううわさがもつぱらあるが、これは、私はこれから警察当局の御意見なり何か聞くわけでありすが、まことに不評さくさくであります。一体どういふことなんでしょうか。

○相川説明員 お答え申し上げます。先生御指摘のように、捜査中の事件につきまして、たとえば捜索の日時等を発表するというよう

なことは、相手方に証憑隠滅等の行為を行なわせることになりまして、私ども捜査にとりましてはたいへん大きな支障になるわけでございます。したがって、私どもそういう捜査中の事件について、いついかなる強制捜査を行なうとか、あるいは呼び出しを行なうとか逮捕するとかいうようなことについては、一切捜査上の秘密ということで、その保持につとめているわけでございます。したがって、今回の事件につきましても、私どもが積極的に捜索日時等について発表いたしましたというようなことはございません。ただし今回の事件につきましては、国民はもとより、マスコミ関係者もたいへん関心を持つておりまして、実は独自の取材活動を相当きまかくやつておるようでございます。私どももちろん保秘にはつとめておりますけれども、そういう新聞社の独自の取材活動によつて、今度のような記事になつて出たものと考えております。繰り返して申し上げますが、私どもが公式に、あるいはある関係で捜査上の秘密とすべきことを発表いたしましたものではございません。

○横山委員 それは、こういう事態ですから、新聞社が買い占めや売り惜しみについて独自の取材活動をするのはわかる。しかしながら、今週中にも強制捜査をするということ、これは取材活動の、あなたの問題にしていることではないですよ。違いますよ。しかも、どの新聞だったか、警察の談話が出ていないですか。一体どういふことですか。

○相川説明員 先生御指摘になつております問題は、たしか昨日の某紙の記事かと思ひますけれども、そこに確かに関係県である茨城県の警察本部長の談話ということが載つております。これは私直接茨城県の本部長にその間の経緯を確かめてみましたけれども、捜索の具体的な日時等について本部長が関係記者に話をした、言明をしたというような事実はございません。あくまでも新聞社側の独自の取材活動によつてあのような記事になつたものと私どもは考えております。

○横山委員 推測するところによればとか何とか頭がついてゐるのならともかくとして、談話形式で今週中にもやりますと言つた。そうしてそれをあなたが聞いたなら、私、そんなこと話していい。一体どうなるのですか、これは。ほうりっぱなしですか。しかたがないと、ほうりっぱなしですか。最近こういうことが続きますね。私は協同飼料の問題でもそうだと思うのです。支店長は起訴だ、野村は起訴猶予だ。今度は今度で、今週中にやりますからどうぞよろしくと。それは所管が違ふところだ。違ふところだけれども、これはどかつとなつてゐる国民感情からいいますと、まるきりなつておらぬということですよ。いまの世相というものはおそろるべき換物思想が蔓延してゐる時期だと思ふのです。決して丸紅や協同飼料や、あるいは野村証券や、そういう大企業や大商社だけが動いてゐる思想ではない。ある意味においては裏長屋のおばさんに至るまで、いま錢を持つていたら損だから物にかななければという方向にまで走つてゐるわけです。そいつを私どもとしては、一番張本人とおおしきものを一罰百戒でびしとしまやらなければいかぬ。そうすることによつて心理的效果をぐつと波及させなければいかぬ、こういうふうにかへる。この考えはそれう私も皆さんも変わらぬと思ふのです。そこへ、張本人はたれがしである、捜査は今週中にやりますからよろしくということは、いまの状況下において一大失態だと私は考える。処分しないよ、そんなもの。原因を探究して徹底的に処理をしないよ。言わなかつたから知りませんということでは済まされぬ。もしも新聞社が取材活動をしておつて先に新聞記事が出る可能性があるならば、警察当局としては先手を打つて強制捜査に立ち入らなければ効果はあがらないですよ。どうなんですか。

○相川説明員 先生御指摘のように、まあ私も第一線警察で刑事警察も担当したことがございますが、捜査と報道の関係というものはなかなか微妙でもありますし、むずかしい問題も含んでおります。

す。私どもは捜査の秘密ということを第一義と考えまして、事後におきましては捜査結果等について発表いたしますけれども、およそ捜査の過程ないし事前にその内容を漏らすというようないことは、つとに強く戒めておるところでございます。繰り返して同じ答弁になるかと思ひますけれども、重ねて私、茨城県の本部長にもその間の事情を聞いてみましたけれども、具体的な捜索日時等について本部長が言明をしたというようないことは全くございません。それではなぜあのような記事になつたのかという重ねてのお尋ねでございますけれども、その辺は新聞社の独自の判断と独自の取材活動による記事と考えますので、私どもとしてはとやかく申すことはないと思ひます。

○横山委員 どうも納得できないですな、あなたの御説明ではね。それは説明であつて、私が言つてゐることにまだもろに答えていないのです。そういふことだつたそうですよといううなことで、それではいかぬではないかと。この際もうそういうことが今後ないようにしなければならぬし、また新聞社が、取材活動が警察の先手を越すようであるならば、間髪を入れず先手を打つて強制捜査をやらなければいかぬじゃないか。これからどうするつもりだ、こういうふうに言つてゐる。

○相川説明員 先ほども申し上げましたように、たいへん微妙にからみ合う問題でございますけれども、やはり捜査の秘密を私ども第一義といたしまして、より公正な、しかも厳正な捜査が進められるよう、御指摘のような点について今後とも十分配慮いたして努力してまいりたいと存じます。

○横山委員 時間もございせんから、お待ち願ひましたから大蔵省にちよつと聞きますが、先般、いま例でもありました野村証券の問題で、野村証券が、大蔵省もきちんとやつておるから、社長もあやまつておるからあるいは本社は知らなかつたことであるからという理由で起訴猶予にせられたことについて私たいへん不満の意を呈しました。きょうあなたに聞きたいのは、一体時価発

行をする場合に、大蔵省がそれに対して相談を受けなければならない。事前に協議を受けなかったことはなからう。有価証券届出書によって法律上少なくともあなたのほうへ来ているはずだ。これから時価発行をやります。そうか、どういふふうにするんだという相談は受けている。これはあたりまえのことなんだ。相談を受けてから実際に時価発行をするまでの時間はあるだろう。それは私もわかる。しかし、一たん相談を受けた時価発行がどういふ推移をもって行なわれていくか。価額は、大体相談を受けたときには固定した価額というはずはないのだから、大体推算して、まあ上限、下限のくらのところをいくんだらうという推算は容易にできると私は思う。その推算が二カ月なり三カ月たつてからとほうもない方向になりそうだとということならば、大蔵省としてはものを言わぬということもあり得まい。それから、時価発行をそれじゃよろしいといつてから、それからあとと野となれ山となれでもあるまい。担当の大蔵省としては必ず密接な連絡をして推移を見守っておるに違ひなからう。こんなことがどうしてわからぬのであらうか。注意義務を怠っているのではないか。こういうばかことが行なわれるとするならば、そして大蔵省はけしからぬといつておるだけで、あやまつたから今回はんべんしてくださいよと法務省に言ったか言わぬか知りませんけれども、おそろく言っているのだらうと思う。そういう姿勢はいけませんよ。だから時価発行というものについて大蔵省も責任ありという立場をとっておるのですか、どうお考えですか。

○坂野政府委員 時価発行を行なおうとする場合に、引き受け証券会社を通じて事前に相談のあることは事実であります。その際、会社の内容等も尋ねますが、同時に株価のことについても深い関心を持っておりますので、大体どのくらいの株価になるだらうかというふうなことも、相談を受けます。先生おっしゃいますように上限、下限というきちとした数字ではありませんけれども、およそこのくらいのめではないかと

いうようなことは、発行会社としてもあるいは引き受け証券会社としてもそのときめどというものは持っております。しかし御承知のように、昨年のように株価が一般的にどんどん上がります。したがって、三カ月、四カ月前あるいは長いものは半年前に時価発行の計画をきめまされけれども、そのときから実際に払い込みが行なわれるまでの間、株価水準というものは非常に上がつてしまつてあります。したがって、これがもし株価が異常に高くない、平生の年であるならば、おっしゃるようなこともある程度わかつてくると思います。また逆に、一般が下降にあるのにその当該銘柄だけが横ばいであるとかあるいは上がつたとかいうことであれば、これは直ちにわかる問題であります。全体がかなり急スピードで上がつておるといふときに当該銘柄がはたして問題があつて上がつたのか、一般傾向として上がつたのかといふようなことについては容易にわからな

い現状であるわけでありまして、ところで、しばらくはおくのかといふ御質問に對しましては、取引所において毎日、毎日の価格形成を監視しております。売買審査室というものがございまして、一定の幅幅以上動いたものあるいは価格形成に不審のある銘柄につきましては、取引所において審査をいたしましてその原因を追及しております。またもう一つのやり方は、私どもの局に株価監視班というものがございまして、小さな機構でございますが、個別銘柄で問題のありそうな銘柄について監視をいたしております。もう一つのやり方は、事後になります。証券会社の検査の際に、引き受け証券会社等が株価に關し何らか人為的なことをやつていなかつたか、あるいは発行会社から引き受け証券会社にそういった特別の注文というものがなかつたかといふようなことを調べております。

そういうやり方でチェックいたしております。問題のありました協同銅料銘柄につきましても、ある時期において、取引所において、若干価格形成に問題があるといふようなことを発見したことも事実でございます。したがって、野放しではございませんが、言われまふような、一定の限度からはずれたら必ずわかるはずだという点は、どうも残念ながらそういうことにはなつておりません。

○横山委員 第二の質問は、協同銅料というのはそんなに大きな会社ではない。したがって、証券会社としてはまあまあとにかくといふことなん

で、結局協同銅料側でいろいろなことが行なわれ、証券側でそれに対して協力をしたといふことだと私は思うのです。これが大会社ならば、証券会社自身がやつてしまつてわかる。協同銅料は適当な規模の中小だから、事の問題がよく処理ができたと思うのです。

私が疑問に感じますのは、これは本社の知らなかつたことだといふ論理です。ほんとうに本社が知らなかつたのであらうかといふことと、もう一つは、こういうことはいままでの事態から考えればありがちなことで、協同銅料のこと自身については、かりに本社が知らなかつたとしても、包括的には本社がいつもありがちのことだと理解しておつたのではないかと疑問なんです、この点はどうですか。

○坂野政府委員 協同銅料事件に關しまして、私どもの存知する限りでは、三社とも本社は知らなかつたといふことであります。検査御当局のほうでどういふふうな認識しておられるかは別であります。また、一般的にそういうことについて本社は知っておるのではないかと御質問に對しましては、私も先ほど申し上げましたような諸方法でチェックしております限り、本社も存知してそういう操作をやつたといふようなことはいまだとどこでございせん。

○横山委員 これはあなたに聞くのはやばな話ではあります。今同罰規定は適用されなかつた。しかし、かりに適用されても、せいぜい数十万円だ。野村なりどつかにしてみれば、全然そんなものは問題にならぬ。言うならば、社会的信用といふことだけである。したがって、庶民感情か

らいうならば、同罰規定ごときものは何にも意味をなさない。したがって、本社のトップ、社長な代表取締役個人が責任を負うようにしないと、ほんとうの同罰規定の意味をなさないのでないか、こういう意見が随所にある。これは庶民感情です。その会社にしてみれば、起訴をされたといふことは確かに信用を失墜することではあるけれども、こういう社会的信用を大事にしない中小会社なり何なりは、罰金さえ払えばいいだらうといふことになる。それではだめなのではないか。これからは、いわゆる三罰規定でも私は言っているのですけれども、行為者、法人、法人の責任者たる個人、三つを追究しないと、こういう普通のノーマルな時期じゃありませんので、いま非常に混乱しているときには、罰則強化はそこまではないかなければいけないのではないかと私は思う。今回の経緯にかんがみて、あなたは将来の問題をどうお考えになりますか。

○坂野政府委員 今回証券三社に關しまして同罰規定が適用にならなかつたことにつきましては、検査御当局でなされた措置でありますので、私からお答えする限りでないと思ひます。ただ、言われまふように、会社自身あるいは社長といふものがもっと責任を感じ取るべきではないかといふ御質問に對しましては、私も、それは十分制裁がきいていふにふに判断しております。

と申しますのは、申し上げるまでもなく、証券会社は金融機関と並びたいへん信用を重んじなければならぬ公的な業務でありまして、大蔵省において特に免許企業としてこれを扱つておる。こういうものが法的な制裁を受けるということとは、たとえその本社が同罰にならなくても、あるいは社長に對して特別な処罰がなくても、たいへんなものでございまして、そういう意味において、その信用失墜といふことに対して三社の受けました社会的な制裁といふものは、かつてない非常に強いものであつたといふふうに私は考へております。

○横山委員 最後に法務大臣に聞きますけれど

も、私は、今回はほんとうに悪い例を残したと思つてゐるわけでありませう。つまり本社が、知らなかつた、悪かつたと言つてゐる。そして行政当局、大蔵省も措置をした。したがつて起訴猶予にしたいといふことは、これからはもういいことがあれば起訴猶予にしますかといふ質問なんです、私の質問は、私の言わんとするところはおわかりだと思つてゐる。あれだけやつたんだから、これからはもういいかな、三条件そろつておつて起訴にしようといふおつもりなんですか、ありませんか。

○田中(伊)国務大臣 これも御理解をいただきましたのでございませうが、第一線の捜査に關することですから、専門の刑事局長からお答えをさせます。が、大事なことだけ申し上げておきますと、証券三社を罰則から省きました理由は——最初検査当局が捜査に着手するときの心がまえをいいますと、これは徹底的な捜査をして、そして一罰百戒の効果をあげなければならぬといふことをねらつた。私もそう思つております。捜査当局もそう思つておる。

そこで協同飼料並びに証券三社の責任者七名を逮捕いたしました。そして身柄を拘束して東京地検がこれを調べた。いま先生仰せをいただいておりますが本社の責任といふことに重点を置きまして、徹底的に調査をしてみたのでありますけれども、本社が了承してやつたことだといふことの立証がどうしてもとれない。そういう事態が出てきたので、支店限りでやつた、本社は了承しなかつた、こういうことが明瞭になりましたものを罰則を適用して起訴いたしました。非常な困ることを申し上げますと、公判延において公判の維持ができない。公判の維持のできないものを起訴するわけにいかぬ。残念だが起訴するわけにいかぬといふことで起訴はできない。

それが根本でございませうが、それに加えるに、たいへん三社とも反省しておる。また大蔵省においても、別個のお立場で御調査措置がある。これは今後は根絶の動機に十分になる。こういうこと

を判断をいたしましたして、証券三社というものを起訴することは猶予したという事情でございませう。

肝心の証券三社を起訴しないで何をしておるかといふおことばが参議院でもございませう。先生のおことばと同じおことばが参議院においてもありまして同様のことを答えたのであります。もういふたいへん急所とも言うべきものの証拠がとれない、身柄を拘束して七人の者を取り調べた結果がどうであつた、こういうことでございませう。で、私はその報告を聞きまして、検査の行動は公正であつた、残念な結果であつたけれども、公正な態度であつた、公正な取り調べをやつたといふことを私は信じておるわけにございませう。その余のこまかいことは刑事局長からまた御答弁を申し上げます。

○安原政府委員 いま大臣のおっしゃいましたように、証券三社につきましてその幹部には共犯ないしは犯罪行為がなかつたといふことで、行為者としての起訴はできなかったわけにございませう。が、御指摘のとおり罰則規定の対象にはなつたわけにございませう。それを起訴猶予にしたといふこととでございませう。その起訴猶予の事情は、ただいま大臣が申されたことに尽きるわけにございませう。ただ、地検からの報告によりますと、それから発表によりますと、右三社については今回は起訴を猶予することとしたのであります。今後この種違反が再び行なわれるならば、当庁としてもその事柄の重大性にかんがみ、さらに厳正な態度をもって対処する所存であるので、関係者の自棄自戒を切に要望するといふことをあえて公表してその決意を示しておりますので、今後の検査当局としてはこういう方針で臨むものと思はれる次第でございませう。

○横山委員 この罰則規定といふのは法律上も御存じのように監督責任が十分でなかつた場合あるいはまた共謀しておる場合、あるいは法人の責任者が全く知らなかつた場合、いろいろある。これは法律もいろいろあるけれども、私は一つの判

決の中にこういう文章がありますから引用したいと思ひますが、「罰則規定の根本理念を「事業を自己」の中に見出した」と考へる。思うに現代の国家ないしは社会において、経済活動がその大部分の分野を占めてゐることはここに多弁を要しないが、その経済活動の多くは事業主があつて、その傘下に、多数従業員を包摂結合し、これを一定の有機的な組織機構の下において、あたかも一個人の事業であるかのように運営されてゐるのである。そして、それら従業員の個々の行動は事業主の業務に關する限り、善は善なりに、また悪は悪なりに、利益も損失も、約言すればその業務実施の結果は挙げて、悉く事業主に帰属せしめられてゐるのである。従つて従業員が当該業務に關して為した事実上の行為は同時に事業主自身の行為と看做して一向に妨げない。近代における事業といふものはそういう性格のもので理解してのみ、現代の社会構造を把握できるものと私は考へる。してみれば、罰則規定において、従業員違反行為に対しては従業員個人の刑責を問ふと同時に、事業主に対しても事業主としての刑責を問ひ得る筋合であつてここに罰則規定の合理的根拠を見出し得るものと私は信ずるのである。私もその気持ちに賛成なのであります。事業主が、おれは知らなんだ、おれは言うたけれどもあいつは聞かなかつたといふ理屈は通らない。いまの近代社会において、知らなかつたからあいつは手かげんしてやるとか、注意したけれども聞かなかつたから法人の事業主に責任はないといふ理論があつたのでは、これはいけませんよ。ですから、事柄について私はまことに遺憾なことだ、こんなことは社会の法務省なり検査庁に対する信頼を裏切つた結果になるといふことだけ意見を申し上げまして、私の質問を終わることにいたします。

○中垣委員長 この際、参考人出頭要求に關する件についておはかりいたします。

すなわち、内閣提出、刑事補償法の一部を改正する法律案及び横山利秋君外六名提出、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案を審査するため、來たる十三日午前十時から参考人の出頭を求め、意見を聴取することとし、その人選につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中垣委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次回は、來たる十一日水曜日午前十時理事会、午前十時十五分委員会を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後一時五分散會

法務委員會議録第十二号中正誤

段行	誤	正
二	同じように	同じように
三	選挙責任で	選挙責任者で

昭和四十八年四月二十日印刷

昭和四十八年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局